

KAN00010 ノルウェー【安全の基礎】

ノルウェー王国

Kingdom of Norway

出入国時の留意事項

●査証

日本とノルウェーとの間には査証免除取極があるので、観光、知人訪問などの目的で短期間（3カ月以内）ノルウェー国内に滞在する場合には、査証なしで入国することができる。

労働を目的とし、あるいは長期間（3カ月以上）滞在する場合には、あらかじめ在外のノルウェー大使館（総領事館）に申請し、入国前に労働許可あるいは査証を取得する必要がある。

●出入国審査

有効な旅券、査証を所持していれば、特に問題になることはないが、最近入国目的・滞在期間の確認等の審査が厳格になりつつあり、入国者がノルウェー語または英語を解さない場合は手間どる場合もある。

●外貨申告

出国時、ノルウェー貨2万5000ノルウェー・クローネ以上は持ち出し禁止となっている。

●通関

麻薬などの禁制品持ち込みの検査は特に厳しい。検査の際不審があると思われた場合、口頭質問、手荷物検査のほか、身体検査をされる場合がある。ウイスキー、ブランデー等の蒸留酒1本、ワイン等の醸造酒2本、煙草2カートンは持ち込み可能。

持ち込み禁止品は、卵、ジャガイモ、根付き花木、動物、鳥類、毒物、多量の薬、麻薬、爆発物など。

持ち出し禁止品は、武器、100年以上経過している骨董品など。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以上長期滞在する場合には、入国後1週間以内に、住所地を管轄する警察署へ滞在届を行う必要がある（この際、入国前に許可を受けた滞在または労働許可が旅券面に押される）。

●旅行制限

特に制限はなく、国内は自由に旅行できる。

●写真撮影の制限

オスロ空港以外の空港およびノルウェーの軍事施設周辺は撮影禁止となっており、標識により表示されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

青少年の麻薬乱用事犯が増加しており、社会問題となっているため、取り締まりは一段と厳しくなっている。通関当局では特に旅行者に対する麻薬取り締まりを強化しており、嫌疑がかかった場合、荷物および身の回り品の検査だけでなく、別室に連行され身体検査を強要される場合がある。身にまったく覚えがなく、検査が不当、かつ非人道的な取り扱い

いを受けた場合は、大使館への連絡を求めること。違反者は裁判後、刑務所に収監あるいは国外退去させられる。

●不法就労

1975年2月以降、外国人労働者の入国禁止令が続いており、入国後の労働許可取得は非常に困難なので、事前に在外のノルウェー大使館で労働許可を取ることが必要。取り締まりは厳しく、許可なしに労働すれば処罰され国外退去させられる。

●治安維持

言論、集会、出版、結社等の自由は保障されており、特に問題になるようなケースはこれまで発生していない。

●その他特殊取締

交通死亡事故の多発に伴い罰則が強化され、警察の取り締まりも厳しくなっている。飲酒運転の取り締まりは特に厳しく、違反者は逮捕され最低3週間交通刑務所に拘禁されるとともに、2年間運転免許が停止されるなど厳罰に処せられる。また、ポルノ雑誌等の規制も厳しく、取り締まりも強化されている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民は一般的に温和で親切であるが、親しくするには時間が必要だと言われている。福音ルーテル新教を国教と定めているが、信教の自由は保障されている。週休2日制で官庁は8時15分～3時45分まで、商店は通常9～5時まで（土曜日は3時まで）となっている。また、6～8月にかけては夏季休暇シーズンのため見学、会見等の目的を達しえないこともある。

安全のためのひとくちアドバイス

治安は他の西欧諸国と比べて良いとされているが、青少年の麻薬常習者および質の悪い外国人が増加し、これらの若者が公園や暗がりにはたむろする傾向にあるので、このような場所は避けたほうが賢明。また、観光シーズン（5～9月）中の観光客目当ての現金、旅券等の貴重品の盗難が急増している。特にホテルや空港等で、チェックインする際に荷物を足下に置き、一瞬目を離れた隙に盗まれたり、あるいはビュッフェ・スタイルのレストランで食事を取るためちょっと席を離れた隙に、椅子の上に置いたハンドバッグ等が盗まれるケースが多発しているので要注意。これらは外国人のプロの仕業ともいわれている。

健康上の留意事項

医療水準はかなり高いといわれており、治療できない病気等はない。ただし、イースターやクリスマス等の長期休暇中は医師・看護婦とも休みを取るため治療困難な場合がある。また、診察、治療代が高いので、旅行者は海外旅行傷害保険に加入するのがよい。なお、医薬品は医師の処方箋がないと購入できないので、持病がある場合、あるいは長期間滞在する場合には必要分の家庭用常備薬等を持参したほうがよい。

なお、冬が長いうえに寒さが非常に厳しく（マイナス20度以下になることもある）、他方夏でも夜間はかなり気温が下がることもあるので、旅行者はそれなりの服装を準備する必要がある。

緊急時の連絡先

(病院) 救急病院 (一般) Tel.2211-70-70

(歯科) Tel.2267-30-00

(警察) Tel.002, 2260-90-50

(火災) Tel.001, 2211-44-55

(救急車) Tel.003, 2211-70-80

緊急時の言葉

「泥棒」＝ティーヴェン

「助けて」＝イエルプ

「警察」＝ポリティ

「警察を呼んでくれ」＝フォ・ターク・イ・ポリティ

「パトカー」＝ポリティ・ビール

「救急車」＝アンビュランセ・ビール

「火事」＝ブラン

「消防車」＝ブラン・ビール

在外公館アドレス

●大使館

在ノルウェー大使館

Embassy of Japan, Parkveien 33 - B, 0244, Oslo 2, Norway

Tel.55-10-11,55-10-12

ハンガリー共和国【安全の基礎】

ハンガリー共和国
Republic of Hungary

出入国時の留意事項

●査証

目的を問わず入国には査証が必要。査証の種類には、入国査証（滞在期間は査証に表示されている日数、最長90日）と通過査証（48時間）があり、いずれも旅券に申請書と写真2枚および所定の手数料を添えて在外のハンガリー大使館に申請すれば3日程度で入手できる。

列車を除き、陸路で入国する場合や空路・水路で入国する場合は、それぞれ道路国境・ブダペスト国際空港・同国際河川港でも数時間で査証を入手できることもあるが（ただし、目的によっては発給されないこともある）、できるだけ在日ハンガリー大使館で事前に取得することを勧める。滞在期間の延長は、地方警察署または外国人管理局（KEOKH）に現査証期限の切れる48時間以上前に申請することによってできる。なお、旅券面に押印された査証とは別に、査証申請書（査証入手時に旅券と一緒に返却される）は、入・出国時に出入国管理カードとして利用されるので（入国時に1枚目を取り、出国時に2枚目が取られる）、紛失しないように気をつけること。

●出入国審査

偽造日本旅券使用の外国人が出入りすることもあるため、日本人・アジア系人に対する出入国審査は若干厳しく、また窓口の数があまり多くないため多少時間がかかる。

●外貨申告

外貨申告の義務はないが、多額の外貨を持ち込む場合には、持ち出すときのトラブルを避けるために申告することが勧められている。ハンガリー通貨フォリントの持ち込み・持ち出しは1000フォリント以下しか認められない。使い残したフォリントの再両替は商業銀行等で行うが、金額は正規両替額の50%相当額以下であり、両替時のレシートを提示する必要がある。したがって、入国時多額の換金を行わないように注意したい。

●通関

入国時の免税範囲は、1人当たり、ワイン3リットル、その他酒類1リットル、紙巻煙草300本または葉巻100本または煙草500グラム（ただし、ワイン・酒類・煙草類は16歳以上のみ）および8000フォリント（ハンガリー国内価格）以下の物品となっている。身の回り品はすべて免税であるが、旅行日程に照らしてあまり大量に同一種類のものを持っている場合は課税されることがある。また、パーソナル・コンピューター、テープレコーダー、ラジオ、テレビ、ビデオ等高価な物品は税関で申告しなければならない。

持ち込み禁止品目は、世界各国とほぼ同じく銃器類・麻薬等のほか、絵画等。狩猟・スポーツ用銃器、動植物の持ち込みは許可が必要。

出国時に持ち出し可能な物は、身の回り品のほか、ワイン3リットル、そのほか酒類2リットル、紙巻煙草400本または葉巻50本または煙草200グラム（入国時と同じく16歳以上のみ）、3000フォリント以下の贈物および物品。この範囲を超える場合は国立銀行の許可が必要。ただし、公認外貨ショップで購入したもの（購入時のレシート提示）は、上記以外でも持ち出し可となる。動植物および絵画・陶磁器等、美術工芸品として価値のあるものの持ち出しには許可が必要なので、購入の前に商店で確認すること。

持ち出し禁止品目は、金・銀・プラチナおよびその製品、切手、ベビー用品、一部の食品等がある。入国時に税関で確認すること。

滞在時の留意事項

●滞在届

30日を超えてハンガリーに滞在する場合には、宿泊地を所轄する警察署に、自ら滞在届を提出しなければならない。用紙は郵便局や旅行会社等で入手できる。また、3カ月以上滞在しようとする場合は、滞在許可証の携帯が義務づけられるので、身元引受人（例、学校等）を通じて手続きすること。

●旅行制限

特にない。

●写真撮影の制限

軍事施設などの特定地以外には特に制限はない（ただし、博物館、美術館の内部では撮影禁止となっているところが多いので注意が必要）。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の所持・使用ともに世界各国と同じく厳罰の対象となっている。嫌疑を避けるためには、紛らわしい振る舞いをしないことは当然として、市販薬・常備薬等も必要（日程に見合う程度）以上に持たないほうが無難。

●不法就労

外国人の労働は、企業等の駐在員など一時的なもの以外は、原則としてハンガリー人と婚姻するなどしてハンガリー国内に定住する場合以外は禁止。就労許可を得るためには、正式な保証人（ハンガリーの法人・個人）を通じて当局に申請することが必要。

●治安維持

一般に取り締まりは緩やかであるが、公の秩序を損なうもの（出版物・絵など）の所持は禁止されている。

●その他特殊取締

特に注意することに、(1)外貨、(2)交通法規の2点がある。(1)に関しては、多額の外貨を現金で持たない（トラベラーズ・チェックにする）こと。必ず正規の両替所で両替し、その際のレシートは出国時まで紛失せずに持っていること。なお、長期滞在者には別の規制が適用されるので在日ハンガリー大使館などに問い合わせることが必要。(2)に関しては、ハンガリーの交通習慣は日本とは異なり、たとえば歩行者が赤信号でまたは横断歩道のないところを横断しようとして事故に遭った場合、100%歩行者の責任となり運転者側からは何の賠償・保険も出ないことになる。日本で必ず海外旅行者向け保険をかけておくこと。日本人にとっては不慣れな右側通行であり、運転も荒く交通渋滞も激しいため、自分で車の運転はしないほうがよい。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

特に留意事項はない。ハンガリー人は親切な人が多く、話し好きで、一般的な常識と先に述べた各種規則・注意事項を守れば、楽しい旅ができる。食事は油が強く、ポリウムのあるものが多いので注意が必要。

安全のためのひとくちアドバイス

治安は西ヨーロッパ諸国と同じぐらい窃盗・置き引き等が急増している。ひったくりやグループによる窃盗など凶悪なものも増えており、貴重品には十分な注意が必要。ヤミ両替は厳禁されている。

健康上の留意事項

特別な風土病もなく、生水を飲んでも差し支えないが、長期間生水を飲用すると、石灰分が多いため胆石の原因となる。医療水準は、一般的に問題はないが、高度の技術を要する治療、手術、検査では、ドイツやフランスなどの医療機関を利用したほうがよい。

緊急時の連絡先

(警察) Tel.07
(火災) Tel.05
(救急車) Tel.04

緊急時の言葉

「泥棒」=トルヴァイ
「助けて」=シェギーチューグ
「警察を呼んで」=ヒーヴァ・ア・レンドウルシエーゲト
「救急車を呼んで」=ヒーヴァ・ア・メントゥーコチト
「日本大使館に連絡して」=ケーレム・レープイェン・カプチョラトバ・ア・ヤパーン・ナジュケヴェツチエーツゲル

在外公館アドレス

●大使館

在ハンガリー大使館

Embassy of Japan, 1024II, Rómer Flóris Utca 56-58, H-1525, Budapest,
Hungary (P.O.Box 78)
Tel.1564-533,1564-648,1564-481

KAN00010 ハンガリー「防犯の手引き」
ハンガリー在留邦人の安全マニュアル

平成4年10月1日
在ハンガリー日本国大使館
TEL:1564-533
1564-648
1564-481
1564-048

目次

はじめに

1. 一般的留意事項
2. 治安情勢
 - (1) 一般犯罪
 - (2) テロ・誘拐
 - (3) テロ・誘拐防止策
3. 日本人に対する犯罪と防犯
4. 緊急事態（緊急連絡網）
5. その他在留にあたっての留意事項
 - (1) 病気
 - (2) 逮捕・拘禁された場合
6. 緊急連絡先一覧

—はじめに—

近年、海外に在留する邦人の増加に伴い海外で邦人が事件や事故に巻き込まれるケースが増えております。ハンガリーは以前から比較的治安のよい国でしたが、最近では社会情勢の変化や在留邦人の増加により、盗難事件を主として邦人の被害が急増しています。

当館では、在留邦人の方々が安全に生活するための参考として本マニュアルを作成しました。本マニュアルを今後より一層充実させるため、皆様の御意見をお待ちしております。

1. 一般的留意事項

(1) 安全に対する基本理解

海外で安全に暮らすためには「目立たない」、「用心を怠らない」、「行動を予知されない」の3原則を守ることと言われております。日本人はとかく海外において安全に対する基本的意識が欠けていると指摘されておりますが、各家庭（会社）において、日頃から防犯に努めたり、病気の場合の対応等に注意する必要があります。

(2) 情報の収集

日頃から新聞・テレビ・ラジオ等を通じ安全に対する情報に留意しておくことが望ましく、緊急時にはラジオ・ジャパン、BBC、VOA等の国際放送が貴重な情報源となります。

(3) 在留届

大使館からの緊急連絡は在留届によって行われますので、必ず提出してください。住所を変更した場合や当国から出国する際には大使館までお知らせください。

2. 治安情勢

(1) 一般犯罪

ハンガリーは従来治安のよい国とされてきましたが、最近の社会情勢の変化を反映して次の通り犯罪件数は急増しておりますので、今後治安には十分注意することが必要です。

犯罪件数

1980年	130,470
1989年	225,393
1990年	341,061
1991年	440,370

(出所: Statistikai Pocketbook of Hungary 1991, Stastical Publishng House 出版)

(2) テロ・誘拐

これまで当国で、邦人が被害にあったテロ・誘拐事件は発生していません。しかし、最近ではロシアからイスラエルへ移住するユダヤ人を運ぶバスが爆破されたり、テロリストが当国に滞在していたとの報道もされていることから、この種の情報には十分留意し、用心を怠らないなどの一般的注意は必要です。

(3) テロ・誘拐防止策

当国では前述の通りテロ・誘拐の危険性が高いわけではありませんが、一般的に次のような注意が必要です。

ア. テロ・誘拐の多くは準備を必要とするため何らかの兆候を伴います。このため職場や住居、通勤の途中において日常と異なることがないか注意することが必要です。

イ. 標的にならないよう目立たないこと。

ウ. テロリストは油断につけているので、用心を怠らないこと。

エ. テロリストは目標人物の行動を調べ、最も成功率の高い時と場所を選ぶため、行動を予知させないこと。通勤時間、経路等行動パターンが一定している者は狙われやすい目標になります。

不幸にも誘拐された場合は次の点に注意してください。

ア. 無用の抵抗をしたり、挑発したりしない。

イ. 一般的に逃走のチャンスはないと考え、無理な脱出等は避ける。

ウ. 救出作戦の際には被弾しないよう伏せたり物陰に入ること。

また不審な郵便物にも注意することが必要です。

3. 日本人に対する犯罪と防犯

(1) 犯罪

当館が承知している邦人の被害件数は1989年13件と、これまで横ばいであったものが1990年19件、1991年16件、1992年8月末で22件です。犯罪の内容も従来はほとんどがスリと置引きでしたが、最近ではひったくり、集団によるスリ、車の窓ガラスを割っての盗みと悪質になってきており、また国際列車(特に夜行)や駅構内での盗難事件も増えております。

(2) 防犯

大使館から当国官憲に対し折りにふれ邦人の安全確保方申し入れており、警察もそれなりにパトロールを行っているようですが、各自

一 所持品を常に視野内に置く

一 不審な人物、グループの尾行に注意する

一 貴重品は懷中に保管する

一 施錠(場合によっては2ヶ所)を確実にする

等を肝に命じておくことが必要です。

邦人旅行者が盗難、置引きにあっている事例を見ますと余りにも無警戒であり、被害にあって当然と考えられる場合があります。

4. 緊急事態(緊急連絡網)

(1) 北京の天安門事件、イラク・クェート事件、ユーゴスラヴィアでの戦争など最近海外で誰にも予想できないような事件が起きております。仮に大事件、大事故、騒乱等が発生した場合には大使館は

ア. 在留邦人への緊急連絡、安否確認

イ. 外務本省・在留邦人代表との対策協議

ウ。在留邦人への情報提供・注意喚起等の逐次連絡
エ。退職の援助
等の措置をとります。

(2) 上記連絡のため大使館では在留届をもとにして緊急連絡網を作成しております。緊急連絡網は迅速な連絡を確保するため日本人会の協力を得て日本人会会員である駐在邦人系企業に担当地域内の連絡を分担いただき、各邦人へ連絡が届くようにしてあります。

この連絡網の機能を確認し、一層の充実をはかるため訓練を行うことがありますので、その際にはご協力ください。

5. その他在留にあたっての留意事項

(1) 病気

医療水準は一般的には問題はなく、病気にかかったときは通常近くの診療所で診察を受けた後、場合によっては地区の病院や専門病院で治療を受けることになります。しかしながら、言葉の障害や、西欧の医療機関に比べると医療品及び最近の医療機器の不足があり、ホームドクターを確保することや病気によっては西側の医療機関を利用することも考慮しなければならない場合も考えられます。

(2) 逮捕・拘禁された場合

事件等で逮捕又は拘禁された場合、当該官憲に対し、直ちに日本大使館に通報するよう要請してください。大使館に要請があれば大使館は次のような援護を行います。

－所属先・留守宅への連絡

－本人に面会して希望聴取、差し入れ、弁護士、保釈金等についての伝達

－官憲よりの事情聴取

－被拘禁者の正当な権利の確認

6. 緊急連絡先一覧

日本大使館	1564-533
Bp. II Romer Floris u.58	-648
	-481
	-048
警察	07 (又は1180-800)
(事故の場合)	1111-222
消防	05 (又は1216-216)
救急車	04 (又は1111-666)
国立外傷事故研究所	1137-490、1337-599
(Orszagos Traumatologiai Baleseti Intezet)	
Bp. VIII Mezo Imre ut 17	
空港案内所	ターミナル1 1572-122
	ターミナル2 1578-406 (到着)
	1577-831 (出発)
外国人管理局 (KEOKH)	1123-456
Bp. VI Andrassy ut 12	
ハンガリー外務省 (昼夜とも)	1568-000
イブス・宿泊案内 (昼夜とも)	1183-925
Bp. V Petofi ter 3	1184-842
	1185-707
	1185-776

フィンランド【安全の基礎】
フィンランド共和国
Republic of Finland

出入国時の留意事項

●査証

日本・フィンランド査証免除取極に基づき、3カ月以内の観光目的入国であれば査証は不要。居住を目的とした入国（国際結婚など）、企業の駐在員、留学生などの査証は、在日フィンランド大使館で取得する。滞在期間は3カ月しか許可されないが、延長理由が正当であれば滞在期間の延長は可能。

また入国後、当初の入国目的と異なった目的で滞在を希望する場合（たとえば、観光→居住結婚とか、留学生→就職、居住、結婚等）は、フィンランド国内で在留資格の変更は受理されないことがあるので、その場合は北欧諸国以外（たとえばドイツ等）のフィンランド大使館等で新規の査証を申請する（審査期間が通常2～4カ月必要であるため。）

留学生の入国査証審査については、学校等の入学許可はもとより、滞在費の立証が必要であり、入国後の在留期間延長についてもこれら費用の立証を厳しく求められる。

●出入国審査

入国審査は近年、各国でのテロリストの暗躍によって厳しくなっており、長期滞在者（査証所有者）は、入国カードの記入をしなければならない。査証を必要とする活動に従事する場合は、適正な査証が必要。入国時、不審者については入国拒否されることがある。出国審査は入国時同様旅券の提示を求められる。入国カードの半券（出国カード）が添付されている場合は、出国時に提出する。

●外貨申告

フィンランド貨幣、外国貨幣とも持ち込み、持ち出しの制限はないが、銀行から5万マルカ相当以上を送金する場合は、中央銀行に報告する義務がある（報告は送金取り扱い銀行が代行）。ただし、それが単に旅行目的のためだけに使用されるのであれば報告は必要ない。

●通関

税関検査は、比較的緩やかであるが、段ボールに梱包した荷物は、税関チェックを受けることがある。免税持ち込みのアルコールは、ビール2リットル、弱いアルコール1リットル、強いアルコール1リットルまでで、それを超えるものは課税されるが、それぞれ7リットルまで可能。煙草は400本または葉煙草500グラムまで持ち込み可。ただし欧州在留者は煙草200本または葉煙草250グラムまでである。そのほか、香水等の贈答品は1500マルカを超えると課税される。刃物等の持ち込み、50年以上経過していると思われる絵画の持ち出しは、それぞれ許可が必要である（模造の日本刀を没収された雑貨店経営者もいる）。ただし、フィンランド出国後、24時間以内に再入国する場合は、免税品の持ち込みはできない。

滞在時の留意事項

●住民登録

アパート等に入居した場合、各アパートには必ず居住地管轄の市役場等から指定された管理人がいるので、その管理人に入居を知らせるとともに（あるいは管理人自ら出向いてくる）、所定の用紙への記入を要求されるので、必要事項を記入する。管理人がこの用紙を住民登録所へ届けることにより住民登録される。管理人がいない住宅に入居した場合には、自ら住民登録所へ赴き、登録する。外国人の場合、1年を超えて滞在するときに住民登録の義務が生じる。外国人登録の制度はない。

●旅行制限

フィンランドとロシアとの国境線は1269キロにもおよんでおり、国境線近くの旅行は、無用のトラブルを避けるためにも控えたほうがよい。軍事施設付近以外は国内のどこでも旅行が可能である。

●写真撮影の制限

原則として自由ではあるが、個人の建物、レストラン、スーパーマーケット、デパート等では、事前に断って撮影したほうがよい。軍事施設の写真撮影は厳禁。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬事犯は年々若年層の間で急増傾向にある。場末のカフェや駅の構内などで密売が行われているので、見知らぬ者が近寄ってきた場合は、気をつけること。当局は麻薬犬などを使って、麻薬事犯の検挙を図っている。麻薬事犯には、罰金刑をはじめ1年から最高17年までの懲役刑もある。

●不法就労

労働許可を得ないで就労している者は、滞在許可取り消しのうえ国外退去になる。その場合、北欧諸国以外へ退去させられ、その後5年間は入国できない。査証免除で入国した外国人は、国内では労働許可を取ることができない。特別の事情があれば、労働許可を得ることもできるが、皆無に等しい。観光シーズン中の街頭、広場等での大道芸人的な稼働は、短時間なら警察で許可される。

●治安維持

一般的に、元首、政府、国会等を誹謗するようなものの出版は禁止。違反すれば、6カ月以上の懲役。外国人がサボタージュ、スパイ行為、違法な情報収集を行ったり、嫌疑をかけられたりした場合は、国外退去となる。

●その他特殊取締

外国人（個人）が土地を購入するためには県の許可が必要。アパート等の建物については、内務省の許可は不要である。

外国人が会社代表となる場合は、会社登記書、会社内容、株主総会の同意書、フィンランド現地法人の役員会の議定書、居住証明書、会社の代表株の確認書等を取り揃えて商工省に申請し、許可を得なければならない。不動産および一般企業の株の所有制限については、1993年から撤廃された。

酒類（アルコール）の密売・密造は厳しく取り締まられている。ただ自ら楽しむため果物で作るビールとワイン（アルコール分22%以下）のみ自家製が認められている。ライトビール以外の酒類は専用の売店でしか購入できない。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

男女平等、均等労働が深く浸透しており、女性蔑視的な発言、言動は慎まなければならない。

レストランやディスコなどでは、格式によりジーンズやスニーカー等の軽装では入店できないところもある。一般的にフィンランド人は温厚で忍耐強く遵法精神旺盛で、ディスコやレストラン入店のため列を作って待っており、割り込んだりすると厳しい叱責を受けることになる。

1年を通して、花屋には輸入ものも含め多種の花が置いてある。招待されたときなど花を持っていくと非常に喜ばれる。

安全のためのひとくちアドバイス

一般的に治安状況は良好であり、日常生活で不安を感じることは特にない。しかし、最近若者による犯罪が増えつつある。また、フィンランドはアルコールの規制が厳しい反面、いったん飲酒した場合は前後不覚になるほど飲酒する者も多く、一般人に迷惑をかけることがあるので、これら泥酔者には近寄らないほうが賢明である。外国人に対する犯罪はほとんどないが、国内では、犯罪統計によれば、1年のうち秋に多発している。

夏の観光シーズン中は、空港、駅、ホテル、銀行、デパート、商店街等の混雑する場所で、置き引き、スリ等の被害が、最近増加しているので特に注意が必要。特に、バイキング形式の朝食中（フィンランドはほとんどのホテルがこの形式）に置き引きに遭うことが多い。これらスリ、窃盗は、外国人グループによるものが多いようである。

健康上の留意事項

フィンランドの夏期は、湿度が低く非常に快適であるが、湖畔の別荘や森の中に入ると無数の蚊の襲来を受けるので、防虫薬が必要である。

一方、冬期は寒さも厳しいため、外出時には必ず厚手のコート、手袋、マフラー、帽子が必要である。夏に比べ日照時間が短いので、ビタミン不足になりやすく、そのためにビタミン剤を服用したり、夏期に十分日光を吸収することが必要である。

全般的に医療施設は非常に整っており、清潔である。水道水は、そのまま飲むことができる。

旧ソ連地域の原子力発電所放射能洩れ事故に備え、ヨード錠剤の常備やシェルターの位置確認をしておくことが肝要。

緊急時の連絡先

(非常) Tel.112 (警察, 消防, 救急サービス共通)

(警察) Tel.10022

緊急時の言葉

「泥棒」=ヴァラス

「警察」=ポリリーシ

「助けて」=アプア

「救急車」=アンブランシ

「パトカー」=ポリリーシアウト

在外公館アドレス

●大使館

在フィンランド大使館

Embassy of Japan, Etelaranta 8, 00130 Helsinki, Finland

Tel.633011

領事・広報文化部窓口

Unioninkatu 9, 00130 Helsinki, Finland

フィンランド「防犯の手引き」
防犯及び安全対策の手引き
平成6年10月
在フィンランド日本国大使館

1. はじめに

フィンランドは日本よりやや小さい面積の国土に人口約505万人、外国人約6万人が暮らしています。昔からシベリウスの音楽、アールトの建築、児童アニメ・ムーミンが有名で、水と緑の豊かな美しい国ですが、最近は首都ヘルシンキを中心に犯罪が増加しています。

幸いにして邦人を巻き込んだ重大事件は近年発生していませんが、警察が認知した1993年の刑事犯罪件数は約80万件にも昇り、前年より2.1%減少しているものの人口に対する比率としては決して少ない方ではありません。このうち窃盗など財産侵害犯が約26万件で、全体の33.0%を占め、前年に比べて0.15%増加しています。また、殺人、強姦などの凶悪犯罪の件数は全体の2.5%ですが、全体として凶悪犯罪も増加の傾向にあります。このように一般犯罪では他の欧州諸国の大都市にみられるような凶悪犯罪は比較的少ないものの、置き引き、スリ、空き巣等窃盗犯がヘルシンキ市を中心に多発しており、特にヘルシンキバンター空港や観光名所において邦人旅行者がこれらの被害に遭う事件が多発しています。当国において邦人が巻き込まれた事件については統計がないためその実態は不明ですが、大使館が1993年中に当国で旅券等の盗難にあった邦人から被害届出を受理した件数は6件（被害者6人）です。この数字は他の欧州諸国に比べ相当少ないものですが、実際の件数はこれより上回っていると思われます。

本手引きは大使館に届けられた邦人の盗難被害事件を例示し、その対策について考察しましたので、皆様の当国での防犯及び安全対策の参考にして頂ければ幸いです。

在フィンランド日本国大使館領事部

2. 邦人の盗難被害の現状

(1) 1993年中の邦人が被害に遭った盗難件数は6件で、前年の3件に比べ多少とも増加の傾向にあります。これまで団体旅行者の集団盗難の被害事件がなかったことが幸いしています。

(2) 被害品目は、旅券及び現金の他、「置き引き」等により、所持している鞆やアタッシュケースを盗まれる事案が多く、それらの中にあるクレジットカード、航空券、身分証明書等と一緒に盗難に遭っています。そのため旅券の再交付手続きを受ける際に身分を証明するものがないため、手続きに手間取り、旅行日程に差し支えるという事態にもなりかねません。また、日本人は相変らず現金を所持しており、昨年中の現金被害総額は約100万円に上がっています。近年の日本経済の発展と、このように日本人は誰でも大金を持ち歩く「金持ち」と見られていることから、外出する際には必要最小限度の現金しか持たないという対策が必要です。

(3) 窃盗犯の内訳は、「置き引き」5件、「スリ」1件です。

(4) 被害が発生した場合は、ヘルシンキバンター空港のロビー、ホテルのレストラン、観光名所の混雑した場所です。

3. 主要手口の事例と対応策

(1) ヘルシンキバンター空港ロビー内で多発している次のような置き引きの事件は、ヘルシンキ中央駅やホテルなどでも起こり得る事件です。

I. 被害者36歳男性

「ヘルシンキバンター空港から出発するためのロビーに到着したところ、アジア系外国人から声を掛けられ、そちらに気を取られているうちにバッグを持ち去られた。」
☆被害者の説明では、この男に気を取られている間に別の男が背後からやって来て引き引きしたものとされます。知らない外国人から話しかけられたときには、自分の周囲と荷物への注意を怠らないようにしたいものです。

I I . 被害者68歳女性

「ヘルシンキバンター空港のロビーで人を待っていた際、アジア系外国人に横に置いていたバッグにマスタードを掛けられそちらに気をとられているうちに、反対側に置いていたバッグがなくなっていた。」

☆被害者の説明では、前記Iと同じように気をとられている隙に、もう1人の窃盗犯が引き引きしたとの事です。服や鞆にケチャップなどをかけられ、気をとられている隙に引き引きされるケースは他の欧州諸国にも見られる犯罪手口です。

I I I . 被害者53歳女性

「ホテルのレストランにて食事中、椅子の背もたれに掛けていたハンドバッグがいつの間にかなくなっていた。」

☆被害者の話では、盗まれたことに全く気がつかなかったとの事であり、窃盗犯が如何に被害者を観察し隙を狙って犯行に及んだかが窺われます。荷物など大事なものは視野の中に入れておきましょう。

(2) スリのケースは街の中心、特にヘルシン湾前のカウパトリ市場周辺で、混雑した人込みにまぎれて発生しています。

被害者68歳女性

「カウパトリ市場を歩いて観光していたところ、ショルダーバッグの横のポケットに入れていた旅券及び現金を抜き取られた。」

☆被害者の話では、盗まれたことに全く気がつかなかったとの事であり、人込みの中窃盗犯に狙われたものと思われまます。ショルダーバッグ等を肩に掛けて持つ場合は、バッグを自分の前に持って注意を払えるようにしたいものです。

4. 泥酔者への対応

当国は、アルコールの規制が厳しいためか、その反動で飲むときには前後不覚になるほど飲み、他人に迷惑を掛ける酔っ払いが多く、特に観光シーズンである夏は、街のあちこちで泥酔者を見かけます。これら泥酔者から声をかけられても基本的に無視する方が、不快な気持ちにされることもなく無難です。

5. テロ・誘拐防止のための対策

テロや誘拐は、犯人たちも大きなリスクを背負うことになるため、狙う相手に対して充分な下見(事前調査)と準備を行うのが通例であり、犯人たちはプロ集団であることが多く、一旦標的にされるとまず防ぎようがありません。ですから、何よりも犯人たちに狙われないようにするのが最良の対策です。

それには次の事に留意しながら、安全な海外生活を送っていただきたいと考えます。

(1) 居住地の地域に溶け込むこと

居住地付近の環境を日頃からよく観察し、派手な生活や反感を買うような行動は慎み、できるだけ地域に溶け込み、近隣の住民と仲良くし、良い人間関係を保つようにしておくことが重要です。日頃からこのような関係を保ち、近隣住民とのコミュニケーションができれば、自宅周辺を徘徊する不審者・不審車両及び当地の危険地域などのいろんな情報を得ることができますし、万一住居に異常事態が発生したときにも、近隣者が援助の手を差し伸べてくれるかもしれません。

(2) 目立たないこと

当地においては、顔や顔色が当地の人と異なり一目瞭然であるため既に目立つ存在ですので、目立たないようにするのは難しいですが、服装や言葉態度に気を付け、当地にできるだけ馴染み、目立たないように努めます。

(3) 目立つように警戒をすること

一旦自分の周辺で不審な人物が徘徊したり、不審な電話があるなどの異常を感じたら、知人・友人と連絡を取り合い、ガードマンや警備会社に身辺警備を依頼したり、住居にテレビカメラを取り付けたり、時々尾行が付いていないか後方を振り返るなどして、こちら側が警戒していることを相手に知らせるような目立った警戒行動をとって相手を牽制します。

それでも不安な場合は警察や大使館に相談して下さい。

(4) 日常生活の行動をパターン化しないこと

日常生活において人は例えば、出勤及び帰宅の際には、毎日同じ時間、同じ経路を使用したり、買物や外食等はいつも同じ曜日に同じ店に行くなど自らの行動をパターン化していることが多いわけです。そこで誘拐及びテロ並びに空き巣などの犯人は、犯行の下調べの段階で十分に相手の生活行動パターンを観察し、狙った相手の日常生活の行動がパターン化されているのを確認すると、容易にその襲撃の日時及び場所並びに方法を検討することができ、実際に実行に移すわけです。

ですから逆に、余程の理由がなければ、犯人が行動パターンのつかみづらい相手を襲う確率は少なくなります。

(5) 日頃からの防犯心得

I. 見知らぬ来訪者、郵便配達人等に対しては、簡単に住居の扉を開けないで、扉越しに覗き穴やインターホンで相手と用件を確認し、不審な場合には扉を開けずにまず身分証明書や事務所の電話番号を尋ねて直接事務所に電話するなどして身分を確認しましょう。

II. 家族とは、日頃から危険地域や防犯について話し合い、緊急時の連絡先や方法を確認しておきましょう。

6. 緊急時の対策

(1) 事件・事故に巻き込まれるなどの緊急事態が発生したとき、まず落ち着いて

警察・救急・消防の緊急電話番号112(24時間体制)

もしくは、

当国警察通報の緊急電話番号10022(24時間体制)

に氏名、現在地(「通り」の名称、番地、近くの建物の名称)、

電話番号及び事態の内容を簡潔に通報するとともに、

大使館(90-633011)

に御連絡下さい。

(2) 犯人が敷地内や住居に侵入したときには、最も安全な部屋(寝室などに鍵を掛けられるようにし、電話や防犯ベルを設置する)に避難し、警察に通報し助けを求めます。また、防犯ベルや警報機器を設置していれば、これらの警報装置を作動させたり、警笛及び大声などの警報音を発して追い払うこともできます。

(3) 犯人には抵抗しない。犯人から要求される前に机の引出しや服のポケットに手を入れるなどの行動は、犯人にとっては「反撃される」と誤解されやすいので慎みます。

(4) 犯行の現場は、証拠を保全するために、そのままの状態に保ち、必ず警察に被害届を出す。

KAN00010 フランス【安全の基礎】
フランス共和国
French Republic

出入国時の留意事項

●査証

査証は在日フランス大使館または在神戸・大阪フランス総領事館に申請する。査証申請のために必要な書類は渡航目的および滞在期間によって異なるので、フランス大使館または総領事館へ直接問い合わせること。ただし、観光、短期商用（報酬を得ないもの）などの目的で3カ月以内の期間滞在する場合は、査証は免除される。

●出入国審査

有効な旅券および、観光・短期商用目的以外の短期滞在者の場合は有効な査証、長期滞在者の場合は滞在許可証を所持していれば、特に不審な点がない限り、問題なく出入国できる。なお、1987年8月から、滞在期間中の所要経費等の審査を含め、国境警察の権限が強化された。

●通関

実際の通関時の検査は申告ベースで、酒類、香水、煙草等数量制限のあるもの以外の身の回り品については特に制限はない。ただし最近では、身の回り品であっても、特に電気製品、装身具、貴金属等に対して課税される例が多い。入国時に持ち込み禁止となっているものは、麻薬、著作権侵害物、武器（ただし、スポーツ、射撃用のものを除く）である。また金（延べ棒、地金、貨幣）の輸入はフランス銀行の許可がある場合を除き、認められていない。

●外貨申告

入国時の持ち込み制限はないが、5万仏フラン相当以上の現金またはトラベラーズ・チェックを所持して入国する場合は、通関時に申告しなければならない。

出国時に持ち出せるのは、現金またはトラベラーズ・チェックで最高5万仏フラン相当まで。5万仏フラン相当以上の現金またはトラベラーズ・チェックを持ち出す場合には、フランスへの入国時に通関へ申告書を提示することになっている。実際の通関時の検査は、とりたてて厳しくはない。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以内の短期滞在者以外（一部例外あり）はすべて、入国後ただちに滞在許可証取得の手続きを行う必要がある。この手続きは、居住する地域を管轄する警察署、県庁等で行う。ただし、パリ在住の学生に限っては、パリ第15区警察署ですべて取り扱われる。この滞在許可取得のためには、日本出国前にそれぞれの渡航目的に合致した査証を取得していることが必須条件である。観光等のため3カ月以内の滞在予定で査証なしで入国した後、フランス国内で滞在期間を延長したり、在留資格を変更することはできない。

●旅行制限

国内および国外ともに旅行制限はない。

●写真撮影の制限

立ち入り禁止の指定のある軍事施設地域内で、一定の軍関係施設の写真を撮ったり、模写を行うと処罰される場合がある。美術館では、フラッシュおよび三脚を使用しての写真撮影は禁じられているのが一般的であるが、詳細は各美術館で確認のこと。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の生産、輸送、輸出入、所持、提供、譲渡、および購入等に関与した者は公衆衛生法令（麻薬常習罪対策法）により罰せられたうえ（懲役刑を含む）、外国人の場合は、さらに2年以上（重罰の場合で無期限）の入国拒否の宣告を受ける。

●不法就労

正規に学生として滞在している者に対して認められている限度内の就労を除いて、フランスで就労するためには、必ず労働許可を取得する必要がある。不法就労者に対する取り締まりは近年、特に厳しくなっており、労働許可を所持せずに就労していることが発覚した場合は、1カ月から1年の禁固刑および2000～2万仏フランの罰金刑が科せられ、国外退去の命令を受ける。

●治安維持

不法入国者の取り調べが多いので、必ず旅券または身分証明書を携帯すること。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民性の違いはあっても、常識の範囲内で行動する限り、これといった問題はないが“旅の恥はかき捨て”といった行為は厳に慎むよう心がける。

安全のためのひとくちアドバイス

日本人は金持ちと見られており、スリや置き引きによる盗難が非常に多い。特に出入国時の空港カウンター、カフェ、レストラン等で一瞬横を向いた隙にそばに置いたバッグを盗まれたり、地下鉄や人込みで気がついたら財布や旅券がなくなっていたという例が多くある。身の回りには常に注意を払い、手荷物は手から離さないように気をつけること。また、旅券・貴重品はできるだけ分けて保管し、いざというときでも被害を最小にするように努めること。

夜間の一部歓楽街には、暴力バー等精算時に法外な額を請求する店もあり、こういったところにはなるべく出かけないようにして、被害にあう前に十分気をつける。なお、警察の協力はないと考えるべきである。駐車中の車の中に貴重品を置いたまま車を離れると、窓ガラスを割られ盗難にあうことが非常に多い。貴重品は持ち歩くか、トランクなど外から見えない場所に入れておくこと。

また、夜行列車での盗難も多発しているので、一人旅や疲れているときの利用は、なるべく避けたほうがよい。旅券の盗難が多いので前もってコピーを用意しておくこと。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.17

〈消防署〉 Tel.18

〈パリ緊急医療サービス〉 Tel.43 37 77 77, 47 07 77 77 (病人の病院への移送および応急処置を行う)

〈救急車(パリ)〉 Tel.45 78 61 38

〈マルセイユ緊急医療サービス〉 Tel.91 52 91 52

緊急時の言葉

「警察」=ポリス

「救急車」=アンビュランス

「助けて」=オ・スクール

「泥棒」=ヴォルール

「事故」=アクシダン

在外公館アドレス

●大使館

在フランス大使館

Ambassade du Japon, 7, Avenue Hoche, 75008 - Paris, France

Tel.48-88-62-00

●総領事館

在マルセイユ総領事館

Consulat General du Japon, 70, Avenue de Hambourg, 13008 Marseille,
France

Tel.91-73-45-55

在ストラスブール総領事館

Consulat General du Japon, Tour Europe, 20, Place des Halles, 67000
Strasbourg, France

Tel.88-75-98-00

目次

1. フランスでの防犯と観光の心得
－「花の都パリ」をエンジョイするために－
2. フランスでの滞在を楽しむために
3. テロ、誘拐、爆破、殺人予告の脅迫対策

「資料」

- 「参考連絡先」
- 「旅券の盗難・紛失等による旅券再発行について」
- 「数次旅券の有効期限切れによる新旅券の申請について」
- 「フランスにおける婚姻手続きについて」
- 「フランスにおける出生届の手続きについて」

1. フランスでの防犯と観光の心得
－「花の都」パリをエンジョイするために－

(1) 実態

近年の日本人の海外旅行者の増加は著しく、1991年の海外渡航者は1000万人を越え、うちフランスを訪れる邦人旅行者は100万人に達したとみられています。

ヨーロッパ諸国の中でもフランスは、日本人にとって「魅力ある国」「憧れの国」と言われていますが、このように年々増加しているフランスへの旅行者、出張者、及び在留邦人の皆様が盗難や人身事故等のトラブルに巻き込まれるケースが激増しています。

世界の大都市同様パリも必ずしも安全なところとは言いがたく、日本人の旅券盗難被害件数は1991年度486件で、数年前に比べて増加の一途をたどっているのが実情です。更に大使館へ届出の必要の無い、現金盗難等を含めると被害件数は数倍になると見られています。

犯罪には、盗難（スリ等）、置き引き、紛失、置き忘れ、強奪の順に多く、強奪の際抵抗したため重傷を負うケースもあります。

イ、原因

近年の犯罪被害件数の増加の原因としては、邦人旅行者は当地の常識を越えた額の現金を持ち歩いていること、また日本国内の常識からすれば一応気を付けているものの当地の犯罪者から見れば不用心であり標的にしやすく、集中的に狙われていることが最大の原因と考えられます。

特に注目すべきは、邦人旅行者を対象としたひったくり、スリ等の場合ただ一度、僅か数秒の犯行で往々にして、当地の数か月から半年、場合によってはほぼ一年分の給料に匹敵する現金さえ手に入る事実で、犯罪者がいかに邦人旅行者のみを目当てに犯行を繰り返すかが容易に想像できます。

ロ、場所

*盗難（スリ等）： 地下鉄、バス、エッフェル塔のエレベーター内等混雑する場所で

- 相変わらず頻繁に起こっている。
- *置き引き : 空港、レストラン、ホテル、ロビー、夜行列車（個室内も）、銀行両替えカウンター、長距離バス内等で、足下に置いていたものを僅か数秒の間に持ち去られるもの。
 - *紛失、置き忘れ等 : タクシー、レストラン等での置き忘れが目立ち、旅券については、当然ながら旅券の重要性を自覚せず、頻繁に旅券のチェックをしない旅行者に多い。数日間旅券を見なかった間に無くしてしまい何時、何処で紛失したか全く分からないと言ったケースも多々ある。
 - *強奪 : 相変わらずクリニヤンクールノミの市付近が特に危険地域。通常2～3人で、一人が後方からアイスクリームを押しつけ、最初親切を装ってスツたりひつたくるもの、またタバコを押しつけて驚いたところをひつたくるもの等が後をたたない。オペラ通り、サントノーレ通り付近をはじめ、邦人旅行者の多い地域で後方からオートバイで来て腕や肩にかけているバッグをひつたくり猛烈なスピードで持ち去るケースや、体当たりをして転倒させた上、強奪する手口が多発している。なお、最近のフランスの統計によると、凶悪犯罪、特に銃器などを使用した強盗の発生率は、日本の数十倍に達しています。くれぐれもご用心下さい。

(2) 防犯の心得

盗難などトラブルの防止については、海外旅行経験者、マスコミ等から色々と情報を収集し、知っていると思っても、実際自分自身が被害者になるとは考えていないのが一般的です。日本とフランスとの生活環境の違いを認識しないで、また時差ボケ等のためうっかり油断していることが多いようです。

安全対策の基本は『各自の防犯の意識と努力』であることを十分に認識して下さい。

イ、予備の対策

紛失、盗難事故、病気等に備え、旅券の番号、発行年月日、トラベラーズチェックやクレジットカードのフランス国内の連絡先銀行、会社名、同住所、電話番号、保険証、航空切符の番号、購入年月日、国内及びフランスでの連絡先の住所、電話番号を別に手帳等に控えておくこと。

ロ、注意事項

日本には「旅の恥はかきすて」といったことわざがありますが、海外では通用しないことを肝に銘じておきましょう。外国だから誰も見ていないというわけではなく、自分の行動には責任を持ち、かつ不断の注意を怠らないことが大事だと思います。

また、時折意識的に素早い動作、仕草をすることも大切です。これは観察中の犯罪者に標的にするにはリスクが有りすぎることを見せつけて思い止まらせる効果があります。

その他、見物や買物に夢中になり周りに全く注意不在となるのは、極めて危険です。時々自分の周りを見回す等の余裕を持ち、通りを歩くときは来る人を見る位の注意力を持って下さい。

*ズボンの後ろのポケットやバッグの外側のポケットなど人目に付くところに財布や貴重品を入れない。

*ホテルでチェックイン、チェックアウトする時など荷物を床に置いたままにしたりせず手から離さないこと。

*ビュッフェ式の食事の際、テーブル、椅子等にハンドバッグ、鞆を置いたまま食事を取りに行かないこと。

- *ペラペラと話しかけられてまごついているスキにもう一人が財布等を抜き取るケースが多発しているので注意を怠らない。
- *ショルダーバッグ等はタスキがけにし、必ず体の前面にくるように持つ。
- *宝石等は必要以上に身に付けない。
- *高額な現金はなるべく持ち歩かない。
- *旅券と現金等重要なものは出来るかぎり分散し身に付ける様にし、絶対に一緒のバッグ等には入れない。
- *日本語で話しかけてくる外国人、服装の立派な人等に対し油断をしない。(被害者の中には、服装等で判断して犯人に気を許してしまったケースがよくある)
- *面識のない人より飲食物をもらわない。(睡眠薬の混入に注意)
- *外出の際にはホテル室内に置いておくスーツケースにも鍵をかけておくこと。
- *車道より出来るだけ離れて歩きオートバイ、自動車によるひったくりに注意する。
- *ピガール、サンドニ通り等の歓楽街には、悪質な客引きがたむろしています。高価な飲物を勝手に出して不当な額の支払を要求しているところへ間ばつを入れず屈強な男が現われ、脅しをかけるのが常套手段です。
- *浮浪者風の子供による集団スリに対しては、寄ってきたら追い払う。非常にしつこいので場合によっては威嚇して見せることも必要。大声をあげることも有効。(邦人旅行者は、通常この子供たちとのみ合いの中で旅券や財布等をスラれる場合が殆ど)

ハ、その他

最近の旅行者の中には、自分の旅行計画、行動計画は全て他人任せの人がありますが、言葉の不自由な外国では特に自分の行動計画については、例え団体旅行といえども自分自身で管理、確認しておくことが重要です。時々ある事例ですが、自分の宿泊しているホテルの住所も電話番号も確認せず観光や買物に出掛ける、さてホテルに帰る段になって「自分の泊まるホテルはどこでしょうか」と聞いてくる人がいます。外出時には備え付けのホテルカードを持つことです。

また、旅行者の方で交通事故に遭われる方も結構あります。歩行者優先と思っていると大変危険な場合が有り、必ず安全確認を行って下さい。

トラブル防止のために万全の注意をしても、事故や事件に巻き込まれる事を完全に避けることは出来ません。物損の補償にとどまらず、病院の診察、入院費や緊急移送費も補償されるようなサービス範囲の広い海外旅行傷害保険に加入することを勧めます。

2 フランスでの滞在を楽しむために

観光や出張で短期にフランスを訪れる邦人の方々以外に、仕事や勉強等で長期間滞在する方も多くいらっしゃいますが、有意義なフランス滞在を送るために一般的な注意事項を考えてみましょう。

(1) 安全対策の基本的な心構え

「備え有れば憂いなし」で、それぞれ個人あるいは家族、または企業内で、最低の安全基準を決めておくことが必要です。

イ、何よりも自分と家族の安全は自分たち自身で守るとの心構えが基本。

ロ、「予防」こそが最良の危機管理。そのための努力を惜しまない。

ハ、悲観的に準備して、楽観的に行動する。

ニ、海外での行動の三原則は『目立たないこと』『行動のパターン化を避けること』『用心を怠らないこと』であり、現地の文化、風俗や価値観を十分に考慮した上で行動しなければならない。

(2) 上記の基本的な心構えに加えて、当地で留意すべき点を次に述べてみたいと思います。

イ、住宅の安全対策

フランスで生活をするためには先ず住宅選びから始まります。場所によっては難易度が違いますが、パリでの住宅探しは大変です。それぞれの目的、経済状況により対象物件に違いがでるのは当然ですが、基本的に安全性を考慮することも必要です。住宅の安全性の基準として、立地条件（どのような区域か良く理解しておく）、部屋の安全性（鍵、簡単に侵入されないか）、避難路の確認、また家主はどのような人か、そのアパートの住人はどのような人たちか、一応調べておくことも大切です。

また、住宅における盗難や強奪事件も発生していますので、戸締まりを良くすることは勿論、コンシェルジュやアパートの住人と挨拶してコミュニケーションをよくしておくことも必要です。また、在宅中に人が来たからと言って不用意にドアを開けないなど十分注意して下さい。

ロ、現地社会の理解

フランスでの生活を楽しむためには、やはりフランスの文化、習慣、価値観等を理解する必要があります。わが国でも昔から「郷に入れば郷に従え」ということわざがありますが、日本人の日本人としての主張は、言うべきところでは言うにしても、基本的にはフランスの文化、習慣等をよく理解し、かつ尊重することが重要です。その上で日本のことを理解させるよう努力すると考えるのが筋だと思います。最初から自分は日本人だから日本のやり方だと思っていると、周囲のフランス人とうまくいけなくなり、また、彼等の協力も得られなくなり、結局自分も不愉快になり、フランス滞在自体も面白くないものになってしまいます。観光旅行の場合ならば、もし理解しなくても（理解していたら一層楽しいと思いますが）一日二日で名所旧跡だけを通り過ぎることも可能です。でも生活するとなるとそうは行きません。出来るだけ早く現地社会を理解し、これに自分なりに対処出来るようになれば余裕をもってフランス生活をエンジョイできるというものです。

ハ、健康管理

これはフランスに限らず何処にいても健康であることが仕事はもとより、生活を楽しむための基本です。不健康だと違い、あれこれ病気のおそれはないもののヨーロッパにおいても風邪、流感、またはA型肝炎などありますので、十分注意は必要です。気候も変動が激しく油断するとすぐ風邪をひきます。

また、身体のみならず、精神衛生面にも注意する必要があります。フランスは日本ではありません。日本と同じように事が進むとは限りません。むしろ同じようにいかないと思った方が正しいでしょう。特にフランス語に不自由な場合はこの問題は一層難しくなります。うまくいかないと思いつついライラしているとなんか眠れなくなり、ノイローゼ症状になってきて、精神障害をおこすようになる場合も有ります。ですから、前記（ロ）で述べたとおり、フランスの文化、価値観等を積極的に理解するように努力し、フランスの生活に順応できるようにすることが大事です。

もし、努力してもなお、うまく行かない、眠れないなど困ったときは家族、友人、会社の同僚等に早く相談するようにしましょう。もし誰も知っている人がいないときには、邦人医師または大使館領事部に遠慮なく相談して下さい。

(3) 一般的注意事項

イ、地下鉄はパリに生活する者にとっては重要な足ですが、犯罪の多発地帯でもあります。夜間や休日の早朝等の人出の少ない時間帯は、利用の際は充分注意して下さい。

ロ、交通事故防止はフランス滞在の最重要課題です。パリ市内はもとより郊外、特にオートルートは日本に比べ良く整備されているため、とかくスピードを出しがちですが、フランス人の運転マナーを念頭に入れ制限速度を守り、安全運転を心掛けることが大切です。

万一を考えて出来るだけ補償範囲の広い保険に加入しておくことは言うまでもありません。

ハ、駐車中の乗用車の盗難及び車内に置いたカメラやバッグなどの貴重品等の置き引きが多発しています。車外から簡単に見えるところに貴重品等を置いておくことは論外とし

て、トランク内にも残さないよう気を付けましょう。また、警報装置の備付け等の盗難防止に万全を期すことが肝要です。

ニ、万一盗難等に遭ったら、直ちに管轄警察に被害届 (Recepis se de declaration de perte ou vol) を出しましょう。これは旅券をはじめクレジットカード等の再発行に必要であると同時に、各種保険請求手続に欠かせないものです。

3. テロ、誘拐、爆破、殺人予告の脅迫対策

海外在留邦人がテロや誘拐に巻き込まれないようにするためには、各企業等によるテロ、誘拐対策と共に、各邦人自身によるテロ、誘拐防止策が是非とも必要です。

特に、テロ、誘拐事件が発生した場合、その想像を絶する苦しみ、悲しみも結局最終的には被害者本人および家族にふりかかってきます。従って、本人とその家族は、自ら守るという「セルフデフェンス」の精神を忘れないことが重要です。

フランスの場合は、中南米やアジアの一部の地域と異なり、邦人がテロや誘拐に巻き込まれるケースは必ずしも多いとは思われませんが、一応用心のために以下を参考にしてください。

(1) テロ、誘拐関連情報の収集

テロ、誘拐に巻き込まれないためには、テロ、誘拐の危険性に応じた予防策 (オフィスや家庭での安全対策、日常の行動の注意など総合的な対策) を実行すると共に最新のテロ、誘拐関連情報を継続的に入手することが必要です。

外務省では、各国のテロ、誘拐状況を継続的に収集しており、海外在留邦人のテロ、誘拐対策に関して、本省 (外務省領事移住部邦人保護課内 「海外安全相談センター」 電話: (03) 3581-3749 および在外公館で情報の提供をしています。

(2) 兆候の発見

周到な準備を必要とする人質を伴うテロ、誘拐は多くの場合何らかの兆候を伴います。一般的に誘拐する場合には通常2~3カ月の準備期間を必要とすると言われており、この準備期間に現れる何らかの兆候を発見することが、誘拐防止の重要な鍵となります。このため、職場や学校、家庭の周辺、通勤、通学の途中において、少しでも日常と違う点を発見したら直ちに対応策をとることです。

(3) 安全の基本3原則の遵守

海外で安全に暮らすためには、「目立たない」、「用心をおこたらない」、「行動を予知されない」の3原則を遵守することが基本であると従来から広く言われています。

イ、目立たない:

テロリストのターゲットとされたら、こちらが気がついて対応策をとらないかぎり逃れることは極めて困難です。従って、まず標的にならないことがセキュリティの最重要ファクターと考えられます。目立つことは、テロリストの攻撃目標にされやすかつその実行を容易にします。危険性に応じ、身分、行動、スケジュールを秘匿することも必要です。

ロ、用心を怠らない:

テロリストは油断につけ入ります。その方が実行が容易だからです。従って、テロ、誘拐から、身を守る上で最も大切なことは、狙われていることの危険性を認識して常に用心を怠らないことです。特に、尾行、監視の発見につとめ、異常現象に対する注意を行うことが重要です。

ハ、行動を予知されない:

テロリストは目標人物の行動を徹底的に調べて、最も成功率の高い時と場所を選んで実

行に移します。通勤、登校経路と時間、食事をとる場所と時間、スポーツ等余暇を過ごす場所と時間等、行動パターンが一定している者は、テロリストにとって一番狙いやすい目標になります。逆に、目標人物に計画実行のために困難な事情が生じると他の候補人物に標的を移さざるを得なくなります。

(4) 誘拐された場合の心得

人質を失うことは犯人にとって元も子もなくすこととなります。実際、誘拐事件で人質が殺害された事例は全体のわずか数パーセントにしかすぎません。従って、万一不幸にして誘拐された場合には、世界中があなたの無事救出を祈っており、必ず無事に解放されるとの信念のもとに、次の点に注意して心身の健康の維持につとめることが大切です。

イ、無用の抵抗、挑発は行わない。

ロ、一般的に逃走のチャンスはないものと考え、無理な脱出、逃走を試みない。

ハ、救出作戦の際には、被弾しないよう伏せる。

ニ、一旦誘拐されれば、暗く、汚い場所に置かれ、肉体的、精神的苦痛を受けるが、自己を大事にし、尊厳を失わず、出された食物は全部食べて、規則的に一定の体操を繰り返すことにより精神及び肉体の健康保持に努める。

ホ、犯人は一見合理的な人柄に見えても、決して最後までノーマルな行動をとると考えてはならないが、犯人とある種の相互理解の雰囲気をつくと有利なことがある。

ヘ、家族、友人、会社、学校のことは、出来るだけ話さない。家族や関係者のとる措置について犯人と議論してはならない。

ト、体調が悪くなったら素直に犯人に訴える。

(5) 犯人からの誘拐電話を受けた際に行うべき質問事項等

犯人より誘拐の事実についての電話を受けた場合は、動揺すること無く冷静に対応し、誘拐の真偽をはじめ出来るだけ情報を得るように努め、犯人が要求を行った際に使った正確な言葉と訛り、性別、人種、年齢、時間、通話時間等を正確に記録しておくとともに、次の質問をする。

イ、あなたは誰ですか？

ロ、どこからかけていますか？

ハ、いたずら電話ではないのですか？

ニ、いたずらではないと、どうして判断できるのですか？

ホ、人質と話させてもらえますか？

ヘ、人質は元気ですか？

ト、目的は何ですか？

チ、20分後にかかけ直していただけますか？

リ、あなたの要求に従うことが万一難しくなった場合に、どのようにあなたと連絡をとればいいのでしょうか？

(6) 爆破、殺人予告等の脅迫事件の対策

特別の要求も無く、「おまえの会社を爆破する」、「誰誰を殺してやる」などの脅迫がきた場合は、基本的な考え方として、本当か嘘かで云々するよりも、とりあえず本当であるとみなし、予告があったおかげで被害を最小限に食い止められるという発想（更に言えば、嘘でも予行練習になるというくらいの発想）で、下記のような手段を尽くした方が最悪の結果を自ら招くことにはならないでしょう。

イ、事務所、工場、家屋の爆破予告

* 警備員の増強

* 現地警察への爆発物の捜索依頼

* 脅威が深刻と判断される場合は、関係者の一時安全な場所への避難措置

ロ、殺人、誘拐予告

- * ボディ・ガードの雇い入れ
- * 防弾車およびバックアップ・カーの配備
- * 関係者の一時安全な場所への避難措置
- * 脅威が深刻と判断される場合は、関係者の外国・日本への一時引き揚げ
- * 警察当局への警備依頼

(7) 爆弾テロの巻きぞい

最近の10年間、海外で邦人・邦系企業が被害者になった主要なテロ、誘拐事件は30件に上りますが、特に目立つのは、日本人または日本系企業を標的としたものではない爆弾テロによる負傷、いわゆる巻きぞい、トバッチリによる被害です。

例えば、1986年3月には、シャンゼリゼー通りのブティック街で爆破事件が連続発生し、観光中の邦人が巻き込まれて負傷した事件や、最近では1992年4月ロンドン国際金融街で連続爆発が有り80名以上の死傷者が出ました。日本の金融企業社員が巻き込まれ19名が重傷を負った事件があります。

無差別・偶発的に起こる、この種爆弾テロから身を守ることは非常に困難ですが、日々刻々と変わる国際情勢、滞在国および周辺国の政治・治安情勢、更に対日感情の変化などを頭に置き、特に、爆弾テロの発生があった場合は、新聞やテレビなどで報道されるテロ・ゲリラ事件の詳細に注意を払う必要が有ります。個人個人では収集困難な情報等については、当館はじめ最寄りの日本大使館、領事館で適確な情報を入手することをお勧めします。

そして、少しでも危険があると思ったら危険場所には絶対に近寄らないようにしましょう。

〔資料〕

参考連絡先

〔大使館・総領事館〕
在フランス日本国大使館

7, avenue Hoche 75008 Paris
Tel 4766-0222

在ストラスブール総領事館

"Tour Europe" 20, Place des Halles 67000
Strasbourg

在マルセイユ総領事館

Tel (16)8875-9800
70, avenue de Hambourg 13268
Marseille Cedex08
Tel (16)8875-9800

〔特殊法人等〕

*在仏日本人会(Association Amicale des Ressortissants Japonaise France)

97, Avenue des Camps Elysees 75008 Paris
Tel 4723-3358

*パリ日本人学校(Institut Culturel France Japonais)

7, rue Jean-Pierre Timbaud 78180 Montigny-Le-Bretonneux
Tel 3045-3434

*日本国際観光振興会(Office National du Tourisme Japonais)

4-8, rue Saint-Anne 75001 Paris

- TEL 4296-2029
*日本貿易振興会 (JETORO) (Centre Japonais du Commerce Exterieur)
2, Place du Palais Royal 75044 Paris Xedes 01
TEL 4261-2727
*パリ大学国際都市日本館 (La Maison du Japon Cite Internationale Universitaire de Paris)
*在仏日本商工会議所 (Chambre de Commerce et d'Industrie Japonaise en France)
1, Avenue de Friedland 75008 Paris
TEL 4563-4333

[弁護士]

- *Mr. DELHOMME Maxime
2 bis Sq. Lamartine 75016 Paris
TEL 4504-3040
*Mr. HASHIMOTO Akira
MENDEL NGO / ASOCIES
45, Avenue Montaigne 75008 Paris
TEL 4720-9292

[法定翻訳家]

- *Mr. MAENO Toshikuni
9, rue de l' Echelle 75001 Paris
TEL 4286-8558

[警察等]

- *警視庁 (Prefecture de Police)
7, Boulevard du Palais 75004 Paris
TEL 4260-3322
運転免許証 (内線3312, 3313)
*遺失物保管所 (Bureau des Objets Trouves)
36, rue des Morillons 75015 Paris
TEL 4331-1480

医療関係

- *救急警察 TEL 17
*S. O. S. Ambulance TEL 4378-2626
*S. O. S. Medecins (医師の応急サービス)
85-87, Bd. Port Royal 75013 TEL 4337-7777, 4707-7777
*救急車 (Ambulance)
*A. V. M. P. TEL 4578-6138
*Association Parisienne du Secours Ambulancier TEL 4535-1866
*Ambulance de l'Assistance Publique TEL 4887-2750

[日本語の通じる医師]

- *ドワイエブ医師 (Docteur Patrick DOUIEB) (内科・小児科・産婦人科)
65 bis, Avenue Victor Hugo 92100 Boulogne Billancourt
TEL 4603-3724
*竹原 英一医師 (内科・針きゅう治療医)
186, Avenue Victor 75016 Paris TEL 4504-5642

*稲妻女医(Docteur Brigutte INAZUMA) (内科・針きゅう治療医)
126, rue Lafayette 75010 Paris TEL 4523-2368

*太田博昭医師 (精神科・心の健康相談)
59, Bd. Victor 75015 Paris TEL 4533-2783

*ブリオ医師 (皮膚科)
92, rue de Rennes 75006 Paris TEL 4549-0508

[英語の通じる病院]

*Hospital American
63, Bd. Victor Hugo 92000 Neuilly sur Seine TEL 4641-2525

(アシスタンス会社)

*ヨーロッパ・アシスタンス(Europ Assistance)
23-25, rue Chaptal 75445 Paris CEDEX 09 TEL 4285-8585

*S. F. A (Societe Francaise d'Assistance)
54, rue de Paradis 75010 Paris TEL 4824-2424

*G.E.S.A. (Group Europeen Societe Anonyme)
67, Boulevard Haussman 75008 Paris TEL 4266-9323

*A. I. U
Tour American International Cedxs 46 92079 Paris la Defense
TEL 4902-4222

[旅行代理店等]

*全日空ワールド(All Nippon Airways World Tours) TEL 4297-4320

*デイフツアーズ(Diftours) TEL 4296-8082

*ジャルパック(JCT International JALPAK) TEL 4026-0052

*日本交通公社(Japan Travel Bureau) TEL 4265-1500

*近畿日本ツーリスト(KINKI International Express) TEL 4261-3976

*メゾン・デ・ポワイヤージュ(T.C.I) TEL 4296-5020

*MBSボワイヤージュ(MBS Voyages) TEL 4742-0089

*ミキトラベル(Miki Travel) TEL 4265-2177

*日本通運(Nippon Express Co. Ltd) TEL 4572-4483

*日本旅行(Nippon Travel Agency) TEL 4387-4790

*欧州エクスプレス(Ohshu Express) TEL 4359-7254

*東急観光(TOKYU Tourist) TEL 4261-6146

*ヴォワイヤージュ・オ・ジャポン(Voyageurs au Japon) TEL 4261-6083

〔銀行〕

*東京銀行パリ支店(The Bank of Tokyo Ltd. Paris Office)

4-8, rue Sainte-Anne 75001 Paris

TEL 4261-5833

*第一勧業銀行パリ支店(The Dai-ichi Kangyo Bank Ltd. Paris Branch)

51-53, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris

TEL 4563-0880

*大和銀行パリ駐在員事務所(The Daiwa Bank Limited)

10, rue de la Paix 75002 Paris

TEL 4296-1573

*富士銀行パリ支店(The Fuji Bank Limited)

26, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris

TEL 4359-1331

*日本興業銀行パリ支店(The Industrial Bank of Japan Limited)

2, Place de Palais Royal 75044 Paris Cedex 01

TEL 4261-8135

*日本長期信用銀行パリ駐在員事務所(The Long-term Credit Bank of Japan Limited
Bureau de Representation)

24, Place Vendome 75001 Paris

TEL 4296-5550

*三菱銀行パリ支店(The Mitsubishi Bank Limited Paris Branch)

12-14, Rond-Point des Champs Elysees 75008 Paris

TEL 4562-0099

*日本債権信用銀行(The Nippon Credit Bank Limited Paris Representative Office)

8, Place Vendome 75001 Paris

TEL 4261-3233

*太陽神戸三井銀行パリ支店(The Mitsui Taiyo Kobe Bank Ltd.)

32, Avenue Hoche 75008 Paris

TEL 4562-6644

*三和銀行パリ支店(The Sanwa Bank Ltd. Paris Branch)

7, Place Vendome 75001 Paris

TEL 4260-3000

*住友銀行パリ支店(The Sumitomo Bank Ltd. Paris Branch)

TEL 4742-3200

*東海銀行パリ駐在員事務所(The Tokai Bank Ltd. Paris Representative Office)
10, rue de la Paix 75002 Paris
TEL 4261-5728

*安田信託銀行パリ駐在員事務所(The Yasuda Trust & Banking Co., Ltd.)
12, rue de la Paix 75002 Paris
TEL 4286-8088

[クレジットカード及びトラベラーズチェック]
*アメリカン・エクスプレス(American Express)
TEL 4777-7200 (クレジットカードのみ)
日本語サービス (クレジットカード、トラベラーズチェック)
11, rue Scribi 75009 Paris
TEL 4777-7773
トラベラーズチェック盗難センター (ロンドン)
TEL 19-44-273-571-600

*ユーロ・カード(Euro Card) (マスターカードと提携)
TEL 4567-8484

*ビザ(Visa)
TEL 4277-1190 (英語可) (カードのみ)
ロンドンのビザ・センター
TEL 19-44-1-937-8091 (トラベラーズチェック)
TEL 19-44-1-938-1031 (カード)

*住友クレジットサービス(The Sumitomo Credit Service Co., Ltd.)
TEL 4017-0185 (日本語可)

*JCBカード(JCB Card)
TEL 4286-0601 (日本語可)

*トーマス・クック(Thomas Cook)
TEL 4704-3462

*Cartes Bleues
TEL 4285-3755

*ダイナーズ・カード(Diners Card)
TEL 4762-7500

[航空会社関係]
シャルル・ドゴール(Roissy)空港 代表 TEL 4862-1212
フライト時間問い合わせ TEL 4862-2280
オルリー (南・西) (Orly)空港 代表 TEL 4884-5252
フライト時間問い合わせ TEL 4975-1515

*Air France

119, Avenue des Champs Elysees 75384 Paris
TEL 4535-6161 日本人係り TEL 4299-2196-7
空港(Roissy) TEL 4864-1234

*Aeroflot
33, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris
TEL 4225-4381 (予約) TEL 4225-3192 (グループ)

*Air Afrique
29, rue Colisee 75008 Paris
TEL 4225-7169

*Air Algerie
28, Avenue Opera 75002 Paris
TEL 4296-1209

*Air Canada
4, rue Falguiere 75015 Paris
TEL 4320-1200

*Air China
10, Boulevard Maiesherbes 75008 Paris
TEL 4266-1658

*Air Gabon
1, Avenue Franklin Roosevelt 75008
TEL 4359-2063

*Air India
1, rue Auber 75009 Paris
TEL 4266-9060

*Air Inter
54, rue Pere Corentin 75014 Paris
TEL 4539-2525

*Alitalia
140, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris
TEL 4256-6500

*All Nippon Airways
91, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris
TEL 4432-4411

*American Airlines
109, rue du Faubourg St-Honore 75008 Paris
TEL 4289-0522

*British Airways
91, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris

TEL 4778-1414

*** I b e r i a**

31, Avenue Montaigne 75008 Paris

TEL 4723-0023

*** J a p a n A i r L i n e**

75, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris

TEL 4435-5525

空港(Roissy) TEL 4862-3000

*** K o r e a n A i r L i n e**

9, Boulevard Madeleine 75001 Paris

TEL 4261-5846

*** K L M**

36, bis Avenue Opera 75002 Paris

TEL 4266-5719

*** L u f t h a n s a**

21, rue Royale 75008 Paris

TEL 4266-3735

*** M a l a y s i a n A i r S y s t e m**

12, Boulevard Capucines 75002

TEL 4742-2600

*** N o r t h w e s t**

16, rue Chauveau-Lararde 75008 Paris

TEL 4266-5719

*** P a k i s t a n I n t e r n a t i o n a l A i r l i n e s**

152, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris

TEL 4562-9241

*** P a n A m**

1, rue Scribe 75009 Paris

TEL 4266-4545

*** S a b e n a**

19, rue Paix 75002 Paris

TEL 4742-7600

*** S i n g a p o r e A i r l i n e s**

43, rue Boissiere 75002 Paris

TEL 4553-9090

*** S w i s s A i r**

4, rue Ferrus BP14 Paris 75014 Paris

TEL 4581-1101

*Thai Airway
123, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris
TEL 4720-6450

*TWA (Trans World Airline)
101, Avenue des Champs Elysees 75008 Paris
TEL 4720-6211

*UTA (Union de Transport Aerliens)
8, Boulevard Malesherbes 75008 Paris
TEL 4776-4152

旅券の盗難・紛失等による旅券再発給について

平成4年11月
在仏日本国大使館領事部
TEL 47.66.02.22

旅券を盗難または紛失された方は、以下の必要書類を用意し、大使館に再発給の申請をして下さい。旅券の再発給は、外務省に旅券発給事実を照会し回答を得なければ出来ません。照会は、原則として、申請書類(写真を含む)を外務省に送付して回答を得るため、約2~3週間を要します。但し、急を要する場合は、回答を電報でもらう事も可能であり、(電報料申請人負担)その場合の所要日数は約10日前後です。

なお、人道上または真にやむを得ない理由により、再発給が特に必要と認められる場合は、照会および回答を電報によることも可能でありますので、領事部窓口でご相談下さい。

旅券再発給のための必要書類

1. 警察の盗難・紛失届け証明書
(Recepisse du Declaration de Perte ou Vol または Vol Simple)
2. 本人確認が出来る書類
日本の運転免許証等の公文書
運転免許証等の公文書がない場合は身元保証人として、仏滞在許可証所持の日本人の同行が必要です。
運転免許証等の公文書および身元保証人共がない場合は、領事部窓口にて相談して下さい。
3. 写真 2葉(横 3.5cm×縦 4.5cm ふちなし) 最近6か月以内に撮影したもの
4. 印鑑 (無い場合は拇印にて可)
5. 手数料 交付時に333フラン

なお、旅券を盗難または紛失された方で、日本に直行帰国される方は『帰国のための渡航書』で帰国する事が出来ます。上記1.~4. および日本への航空券を用意されて申請して下さい。手数料は交付時に104フランです。

写真の撮影規格

1. 申請者（請求者）本人のみが撮影されたもの
2. 提出の日前6か月以内に撮影されたもの
3. 縁なしで規格寸法をみたしたもの
（顔の寸法は頭頂（髪を含む。）から顎まで）
4. 無帽で正面を向いたもの
5. 背景（影を含む。）がないもの

数次旅券の有効期限切れによる新旅券の申請について

平成4年11月
在仏日本国大使館領事部
TEL 47.66.02.22

旅券は発行日より5年を経過すると自動的に失効します。新旅券の申請は、失効日の1年前から出来ます。申請に必要な書類及び手数料は以下の通りです。

1. 現在所持している旅券
2. 写真 2葉（横 3.5cm×縦 4.5cm ふちなし）最近6か月以内に撮影したもの
3. 戸籍抄本又は謄本（6か月以内発行のもの） 1通
4. フランス滞在許可証（提示）
5. 印鑑（拇印にて可）
6. 手数料 交付時に417フラン

申請から受領まで1週間程かかりますので余裕をみて申請して下さい。
また、二重国籍の方については、他の書類が必要な場合がありますので、お問い合わせ下さい。

なお、在マルセイユ日本国総領事館及び在ストラスブール日本国総領事館管轄に在住の方は、下記にお問い合わせ下さい。

記

在マルセイユ日本国総領事館

Consulat General du Japon
70, Avenue de Hambourg
13008 Marseille
TEL 91.73.45.55

在ストラスブール日本国総領事館

Consulat General du Japon
"Tour Europe"
20, Place de Halles
67000 Strasbourg
TEL 88.75.98.00

写真の撮影規格

1. 申請者（請求者）本人のみが撮影されたもの
2. 提出の日前6か月以内に撮影されたもの

3. 縁なしで規格寸法をみたしたもの
(顔の寸法は頭頂(髪を含む。)から顎まで)
4. 無帽で正面を向いたもの
5. 背景(影を含む。)がないもの

フランスにおける婚姻手続きについて

在仏日本国大使館
領事部

1. 夫妻がともに日本人のとき
以下の書類を大使館の領事部に提出して下さい。
(1) 届書 3通
*新しい本籍地を夫又は妻の本籍地と別の市区町村に定める場合は4通
(2) 夫と妻の戸籍(抄)謄本(6ヶ月以内に発行のもの) 各2通
但し、日本人の証人(滞在許可証所持の成年)2名必要
2. 当事者の一方が外国人のとき
フランス国の法律で婚姻成立後3カ月以内に以下の書類を大使館領事部に提出下さい。なお、新しい本籍地を別の市区町村に定めるときは提出書類は全て各3通となります。
(1) 届書 2通
(2) 婚姻証明書(仏国官憲発行のもの) 2通
同上訳文 2通(用紙は大使館にあります)
(3) 日本人配偶者の戸籍謄(抄)本 2通
(4) 外国人配偶者の出生証明書 2通
同上訳文 2通(用紙は大使館にあります)
*当事者の一方がフランス人以外の外国人の場合は、その国の在フランス大使館の法定翻訳文(フランス語訳)を1通添付して下さい。
* (2)、(3)、(4)の書類は全て最近発行されたものを用意下さい。
(5) 外国人配偶者の国籍を証明する書類 2通
同上訳文 2通
*旅券、身分証明書の写しは大使館で作成します。
(6) 日本人配偶者の滞在許可証

フランス国の法律による婚姻手続きについては、届け出をする地区の役所により若干異なりますので、直接司役所にお尋ね下さい。

とくに戸籍謄(抄)本原本に日本の官憲の公印を要求されますので、婚姻届けを行う時は下記に戸籍の原本を送付・持参しAPOSTILLEの依頼をして下さい。なお、下記への依頼は本邦親族又は関係者を通じ行うようお願い致します。

記

東京都千代田区霞ヶ関2-2-1
外務省領事移住部領事移住政策課証明班
TEL: (03) 580-3311

大阪府東区大手前之町大阪府庁内
外務省大阪分室
TEL: (06) 941-3278

4080
4700

フランスにおける出生届の手續について

在仏日本国大使館
領事部

必要書類

出生届 (用紙は大使館にあり)	2通
出生証明書(copie integrale d'acte de naissance)	2通
同和訳文 (用紙は大使館にあり)	2通
戸籍謄本	1通
滞在許可証 (郵送の場合は、表・裏をコピーしたもの1通)	

提出期限

海外での出生届出は3カ月以内に行う必要があります。
これを超えると、例えばフランス人の方との間のお子さんについて、日本国籍がとれませ
るので、ご注意ください。

KAN00010 ●マルセイユ「防犯の手引き」

南仏観光の防犯手引き

平成4年10月1日
在マルセイユ日本国総領事館

南仏観光の防犯手引き

近年、南フランスを訪れる観光客の増加に伴い、邦人旅行者の数も急増しています。幸いにも、誘拐、傷害事件等の凶悪な犯罪に邦人が巻き込まれてはいないものの、スリ、恐喝等の被害にあうケースは大変多いのが現状です。しかし、これらの被害は旅行者のちょっとした注意で未然に防げたものもかなりあると思われます。そこで、当館に届けられた被害届等から、旅行者が特に注意しなくてはならない南仏旅行の一般的な留意点をまとめてみました。

また、当館の位置するマルセイユ市を訪れる際の防犯手引きも併せて掲載しましたので参考にして下さい。

<1>南仏旅行の注意事項

1. 最も留意すべき点

- (1) スペイン～スイス・イタリア間の夜行列車は危険がいっぱい、要注意！
- (2) 自動車の中に荷物をいれたまま車を離れないこと！
- (3) 自動車は、走行中・停車中共に常に車扉をロックしておくこと（但し、高速走行時は除く。事故の際に扉が外から開けられないとかえって危険。）！
- (4) 身の回りの物には一瞬たりとも目を離さないこと！
- (5) 「ぼんやり散歩」という外見が一番危ない。要注意！

2. 被害状況と防犯対策

旅券を含め盗難がどこでどのように発生しているかをまとめてみますと、概ね以下のように大別できます。

- ・スペイン～スイス・イタリアの夜行列車内
- ・駐車中及び停車中の車の被害
- ・その他強奪・置引き・スリ

(1) 夜行列車での盗難

スペイン・イタリアにある我が国在外公館への届出も相当数にのぼる程、スペイン～スイス・イタリア間の夜行列車内での盗難の被害が数えられています。

被害の大半は、睡眠中にカバンごと盗難に遭ったものであり、1等車であっても被害は多く、油断できません。面識のない人に勧められた飲食物に睡眠薬が混入されているケースも散見されます。この睡眠薬強盗の被害者で、丸2日間眠り続けた人があった他、ショック死に至った例もありますのでくれぐれも注意して下さい。

また、列車内での盗難に遭った人の多くは貴重品の入ったバッグを抱きかかえたり、枕にしているにも拘らず被害に遭っており、犯人はこの種の犯罪手口に精通している常習犯と考えられます。

夜行列車は旅行する場合には大変便利ですが、非常に危険度が高いことを認識する必要があります。特に、旅行者が疲れている時や、一人旅の時ではできるだけ利用を避けることが賢明でしょう。

(2) 駐車中の自動車からの盗難

自動車を駐車中の窓ガラスを割られて盗難にあうケースも非常に多く見受けられます。当地では、車の中に貴重品をいれたまま放置しておけば、被害に遭わないはずがないとい

うのが常識となっています。これは駐車場に入れた車についても言えることであり、特に、ニース、アビニョン、マルセイユなどの観光地では被害が駐車場内でも起きています。どんな場合でも車の中に物を置いて出ないように心掛けることが大切です。

(3) スリ・置引き

スリ・置引きの被害も後を断ちません。被害は駅の構内・ホテルのフロント・公園・土産物屋・ハンバーガーショップ・スーパーマーケットなど至る所で発生しており、その手口も多種多様です。

一番多いのは浮浪者の被害に遭うケースですが、子供ばかり4～5人、もしくは子供1～2人を含む4人による集団で近づき、新聞紙で視線をさえぎる、あるいはジェスチャー等で気を引いたり、金をねだったりしている間に貴重品袋や財布等を抜き取るものです。その他、見知らぬ男に日本語で書かれた絵ハガキを読んで欲しいとか、小銭が欲しいので両替してくれないかなどと頼まれて応じているすきに、別の男がカバンを盗んでいくというケースも多数発生しています。

置引きについてはホテル内での被害が多く、ロビーやフロントで話しているほんの数秒の間に盗まれるケースが多いようです。その他駅の窓口での切符購入時や構内での荷降ろし中の被害も多数発生しています。

このような被害を防ぐためには、先ず旅行者自身が注意することであり、そのことによって被害は相当減るものと考えられます。

例えば、ホテルのフロントにカバンを置いたままロビーへ話しに行ったり、財布や旅券をズボンのポケットからはみ出させて歩いたり、口の大きな買い物かごのようなバッグを肩にかけて歩いたり、人ごみの中を背負いバッグで歩いたり…等々は、明らかにスリの標的になりそうな行動です。犯人のテクニックは私たちが考える以上に巧妙なものです。ショルダーバッグやハンドバッグは抱きかかえるか、常に手を添えておくこと、見知らぬ人が近づいてきたら注意すること、たとえわずかな間でも荷物を手元から放さないこと等の基本的心得は最低限必要です。また、旅券や貴重品を各人が分けて保管し、いざという時でも被害を最小限にするよう努めることも1つの対策でしょう。

<2>マルセイユ市内の防犯手引き

港町マルセイユは、映画等で犯罪都市のイメージを抱かせる街でもあります。しかし、実際のマルセイユは幸いにも邦人が殺人・傷害事件等凶悪な犯罪に巻き込まれるケースは最近聞かれません。とはいえものの、スリ、恐喝、空巣等の被害は多く、当地を訪れる観光客が注意を要する危険な区域がかなりあることも事実です。そこで、当地在留邦人の経験、並びに当地新聞記事等から「マルセイユ市内の防犯手引き」をまとめてみました。

1. マグレブ人街

一般にアラブ人街と呼ばれている一帯で、マルセイユ中央駅(Gare Saint-Charles)から旧港(Vieux Port)の間で、市の中央通りであるカンヌビエール通り(La Canebiere)の北側にあたる一帯のことです。

この一帯は警察力も及ばない程と言われており、マルセイユ市民も用心してあまり足を踏み入れない場所とされています。実際、ひったくりや恐喝・暴行などの被害は頻発している模様で、長年当地に住んでいる在留邦人でさえ数回にわたり被害にあった人もいます。この一帯はマルセイユ駅と観光の中心地である旧港との間に位置することもあって、多くの旅行者がこの付近を通ることになりますが、できるだけ大通りを歩くようにし、細い路地には入らないようにすることが必要です。また、荷物もできるだけ持たないように心がけ、一人歩きや夜間の歩行は避けて下さい。この一帯は安ホテルが多く、若い旅行者がよく利用しているようですが、くれぐれも危険と思われる場所には近寄らないこと、身の回りの物には細心の注意を払うことが必要です。

旧港から東側にのびるカンヌビエール通りは様々な商店や事務所が立ち並び、マルセイユの中心と言える通りです。数年前のガイドブックなどに「この通りは夜景も美しく、夜になると夕涼みも兼ねて多勢の人が訪れる」ということが記載されていました。現在では

多くの観光客に混じり、犯罪者も増加していると書き直す必要があるようです。あまり夜間は訪れないようにすることが賢明でしょう。マルセイユの人々も夜9時以降は歩かないようです。

2. 麻薬

マルセイユは、映画「フレンチコネクション」の舞台でもあり、麻薬に関連した犯罪が多く、麻薬売買元への手入れ、麻薬による精神錯乱者の犯罪、服用過多による死亡、裁判等がたびたび新聞に掲載されています。実際に麻薬の常用者は多いようで、旧港の酒場等は注意が必要です。人目のある場所で麻薬を売買している姿を見ることはありませんが、店内の隅、せまい路地の物陰やトイレなどではスプーンを使って薬を溶かしているという話や、中毒者同志、あるいは売買に絡むケンカがあるという話はよく耳にします。中毒患者の場合は、周囲の人にどのような危害を及ぼすか予測し難く大変危険ですので、夜間のみならず外出の際はくれぐれも注意する必要があります。なお、人目のあるところで日本から持参した白いかぜ薬等を服用したりすると、麻薬服用と疑われることもあり、十分注意が必要です。

3. その他

以上述べた点を特に注意する必要がありますが、その他、市内どこであってもスリや空巣の被害は多いようです。また、自動車の窓ガラスを割られて中のものが盗まれるといったことは日常茶飯事です。(最も多いのはカーステレオの盗難ですが、座席ごと盗まれて車内がガランドーとなったケースもあります。)

当館付近のボンヌペーヌ(Bonneveine)周辺などは比較的高級住宅地であり、市内では治安の良い所とされていますが、在留邦人宅はもとより総領事館自体も被害を蒙ったりしている他、刃物を突き付けられて着ているジャンパーを盗まれたりする在留邦人もいた程度です。市内のどこであっても夜間の単独行動や人通りの少ない路地等への侵入は避けること、また、身の回りの物にはくれぐれも注意する必要があります。

ブルガリア共和国 安全の基礎

ブルガリア共和国
Republic of Bulgaria

出入国時の留意事項

●査証

ブルガリアに入国するには、査証を取得することが必要である。査証は、ブルガリア国境のチェックポイントでも入手可能であるが、滞在目的・日程等により、すぐに発給されない可能性もあるので、在日ブルガリア大使館等で事前に査証を取得しておくことが無難である。

なお、1992年12月8日から日本を含め36カ国の旅行者は料金支払い済みのホテル予約券（バウチャー）を所持している場合は査証を免除されることになった。

●出入国審査

入国の際は、出入国記録カード（航空機を利用した場合は、機内または空港到着時に配布される）を記入のうえ、旅券とともに審査官に提出しなければならない。審査後、入国証印を押したカードの2枚目（黄色）を手渡されるが、このカードはホテルにチェックインするときに旅券とともにホテルに提出し、チェックアウト時に裏面に宿泊確認印が押印され返却される。出国時、この確認印がないと出国に困難をきたすだけでなく、罰金を科せられることがあるので注意が必要。

さらに1992年4月2日付保健省政令第4号で、ブルガリア国民および1カ月以上滞在する外国人（外交、公用滞在者を除く）はエイズ検査を受けることが義務づけられたので注意を要する。

●外貨申告

外貨の持ち込み制限はない。ただし、持ち込む金品（外貨、金、プラチナ、宝石等）の価値が5000レバ（現地貨換算）を超える場合には税関に申告し、出国の際に申告した金品をすべて持ち出すかまたは持ち込んだ金品を使ってしまったことを証明する換金証・買い上げ証明書等を、申告書の写しとともに税関に提出する義務がある。もっとも、実際には厳格に運用されていない。現地貨の持ち込み・持ち出しは厳禁であり、これに違反すると多額の罰金を徴収されるだけでなく、起訴される場合もある。出国時に残った現地貨を外貨へ換金する際には、ホテル、バルカン・ツーリスト、銀行等で換金したときに発給される換金証明書を提示しなければならない。紛失等により提示できない場合は、残りの現地貨は没収される。実際には、空港の外貨への換金窓口の営業時間の問題および同窓口の手持ち外貨額の少なさ等もあり、残った現地貨の外貨への換金は難しいので、基本的には出国時に現地貨がほとんど残っていないよう工夫することが最善。ホテル代の支払いは、宿泊ホテル発行のホテル代支払い用の換金証が必要であり、すでに換金しておいた現地貨は、たとえ換金証明書があってもホテル代支払いには使えない。

●通関

旅行中に必要があると認められる携行品の持ち込みは免税とされるが、そのうち高級品（カメラ、トランジスタラジオ等）は、入国時税関に一時輸入申告書を提出し、登録する必要がある。万一出国時に、要登録の物品の申告漏れが見つかった場合、または登録したものをプレゼントするなどして税関に提示できない場合などは、没収または罰金に処せられる。

持ち込み禁止品目は世界各国とほぼ同じく、銃器類・麻薬・ポルノ。持ち出し禁止品目は骨董品や古本等。

なお、酒2リットル、ワイン3リットル、煙草250グラムおよび香水100グラムまでは免

税で持ち込めることになっている。

滞在時の留意事項

●滞在届

ホテルに宿泊している場合は、宿泊ホテルが滞在手続を代行（前記宿泊確認印）するが、16歳以上の外国人がホテル以外の施設（駐在中の家族の家など）に宿泊する場合には、48時間以内にパスポート・ビューローに所在登録する義務がある。登録を怠った場合には、

出国時、税関で罰金を徴収されるので注意すること。

また、3カ月以上滞在する場合は、上記ビューローに外国人登録を行う必要がある。

旅行制限

国境地域等の立ち入り禁止区域を除き、自由に旅行できる。

●写真撮影の制限

教会、博物館内等制限がある。また、現地の人を撮影する場合の制限はないが、一応断ってから写すのが礼儀。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

ブルガリアは、従来から欧州麻薬シンジケートとの関与を噂されており、その名誉回復のため、1986年10月に麻薬取り締まりに関する刑法の一部改訂が行われた。国内に麻薬を持ち込んだり使用した者は、2年の懲役か強制労働等の厳罰に処せられることになった。

●不法就労

就労査証保持者以外が許可なく就労することはできない。ただし、ブルガリア人と結婚し、かつ永住許可を取得した者は就労できる。

●治安維持

一般的に治安維持は行き届いているが、1989年の民主化以降、犯罪は増加傾向にある。また、国内の社会秩序を乱す活動は厳禁されており、国外退去、入国拒否などの対象として厳罰に処せられることがある。

その他の特殊取締

ホテル内のカジノ以外での賭博行為は違法で、罰金や矯正労働を科せられるので厳に慎むこと。売春行為斡旋者は、売春禁止法により5年の懲役刑または500レバの罰金刑を科せられるほか、最近では特にエイズの危険が増大している。

ホテル等の換金所として指定されている機関以外での換金（いわゆる「ヤミドル買い」）は違法行為である。これが当局に知れた場合は罰金や拘禁に処せられるので、必ず正規の手続きで換金すること。

また、飲酒運転等の交通違反についても50～300レバの罰金が科せられる。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

憲法上、信教の自由は認められているが、国内にイスラム教徒であるトルコ系少数民族問題を抱えており、国民のイスラム教に対する感情には微妙なものがある。

商店等の営業開始時間は早く、かつ比較的遅くまで営業しているが、土・日および休日はレストラン等を除き閉店する。しかし、最近では24時間営業の店（喫茶店、スーパーマーケット等）も出店してきている。また、売店・レストラン等は一般的にサービス精神が稀薄であるばかりか、ほとんど外国語が通じないため、商品の購入等に時間がかかったり、イライラする場合が多い。

通常、会話では「はい」と言っただけで頭を上下に振り、「いいえ」と言っただけで頭を左右に振るが、ブルガリアでは、これらの動作は全く反対の意味を表し「はい」（ブルガリア語

でダー) の場合は頭を左右に、「いいえ」(ネー) の場合は頭を上下に振る。

安全のためのひとくちアドバイス

最近、社会情勢が著しく流動的となったこともあり、一般犯罪だけでなく、強盗、殺人といった凶悪犯罪も増加傾向にあるので、安全に関しては十分な注意が必要である。特に、置き引きやコソ泥が少なくないので旅行中の荷物(特に旅券)の取り扱いやホテルの部屋の施錠には十分気をつけること。また、ワイパー、アルミホイールなどの車の部品の盗難や、車の窓ガラスを壊して車内のシート上の物品(カメラ、カバン)を盗むケースも多くなっているため、車で旅行をする際は注意すること。市内で、旅行者の時計やカメラを見せてほしいと言ひ寄り、手渡したとたん適当なブルガリア貨をつかませ逃走する者がいるので要注意。また、最近、日本人旅行者に英語で話しかけて案内役を買って出て美術館などへ案内し、入り口で荷物を預けるように勧め、荷物の引換証を預かり、館内を案内している間に姿をくらまして荷物預かり所に戻り、荷物を受け取って中から金品を抜き取る事件が多発している。

これらの事件は被害者はいずれも1人で旅行している日本人で、美術館などの荷物の持ち込みが禁止ないし制限されている場所で発生しており、犯人は英語が流暢で、カナダ人、イタリア人等と自称しているなど共通性があるので同一の犯人と思われるので注意すること。

なお、ブルガリアの特殊事情としてコズロドウイ原発(ソフィア北方約140キロ)の安全性が国際的に大問題となっており、対策としてはヨウ素剤の準備が勧められている。

健康上の留意事項

ブルガリアは日本のように四季の区別が比較的はっきりしており、風土病もなく、気候や環境の面で日本と特に異なった注意を要する点はあまりない。ただし、一時期ウイルス性肝炎が流行したこともあり、また、最近では水質汚染が著しいので生水は飲まないようにしたほうがよい。また、冬季は空気の乾燥が厳しく、ホテル等においても暖房の調整がうまくされていないことから、のどを痛め風邪をひきやすくなるので、特に幼児をもつ家庭では加湿器を使用するか、または常時濡れタオル等でヒーター部分を包み湿度の調整を行う必要がある。

医療水準については必ずしも低いとはいえないが、設備が劣悪で、医療モラルも低い。薬品については医薬分業制で医師の処方箋が必要であるが、不足が目立っている。また、ブルガリア製の抗生物質等は一般に日本人の体質には強すぎて副作用が出るおそれもあるので、日本の家庭用常備薬を持参したほうがよい。

なお、日本人に対して予防接種証明書の提示は求めているない。

緊急時の連絡先

(病院)

救急病院(ピロゴフ) Tel.5-15-31

外国人病院 Tel.7-53-61

外交団病院(イスール) Tel.46-41

(警察)

交通事故 Tel.165

その他 Tel.166

(火災) Tel.160

(救急車) Tel.150

緊急時の言葉

「泥棒」=クラデッツ

「助けて」=ポモグネーテ・ミ

「火事だ」=ポジャール

「地震だ」 =ゼメトウレセーニエ

「警察を呼んでくれ」 =イズヴィカイト・ミリツィヤ

「救急車を呼んでくれ」 =イズヴィカイト・バルザ・ポーモシユト

「パトカーを呼んでくれ」 =イズヴィカイト・テジュールナ・コラ

在外公館アドレス

●大使館

在ブルガリア大使館

Embassy of Japan, Ul. Lyulyakova Gradina 14, Sofia, Bulgaria

Tel. 72-39-84, 72-39-86, 71-90-22

KAN00010 ブルガリア「防犯の手引き」

海外安全管理の手引

1992年10月1日
在ブルガリア日本大使館

1. はじめに

日本経済の国際化が進むにつれ海外で活躍する日本人が増加していますが、これに伴い邦人が世界各地で事件・事故に巻き込まれるケースが急増しています。日本人の被害が大きくなっている原因として、日本人自体の「安全管理」に対する意識の低さがあげられています。これは日本が「水と安全はタダ」といわれる程、世界でも有数の安全な国であるからだと思います。日本とは全く環境の異なる諸外国で無事すごすには、やはり万一の事態への適切な予防措置を講じておくことが必要となります。

具体的には、

(1) 個人としての予防策

目的・滞在地の理解、貴重品管理、慎重な行動、健康管理、語学力のアップ等

(2) 企業の自助努力

現地情報の収集、緊急時に対する準備、赴任者のトレーニング、医療体制の整備、現地機関との協力体制の確立などがあげられます。

2. 緊急事態への対応

緊急事態に備え、大使館では緊急連絡網を整備しており、必要に応じて避難方法、引揚準備等の対策を策定し、また在留邦人の方々への正確な情報提供に努め、場合によっては、引揚勧告をすることもあります。

しかし、何よりも重要なことは、個人・会社として日頃から緊急事態に備えておくことです。例えば、旅券と現金の準備及び緊急時の重要な情報源となるNHKやBBC放送などの国際放送になじんでおくことも大切です。

皆様の御参考までに「緊急事態対処要領」を後掲しました。

3. 防犯対策

当国においては、1989年11月の政変以降、経済状態が悪化していることから、一般犯罪だけでなく強盗・殺人といった凶悪犯罪についても急増する傾向にあります。邦人が被害に遭うケースとしては、これまでは置き引きなど特に車の中の金品を狙った窃盗や美術館等の案内役を買って出て預けた荷物から金品等を窃取する事件が主でしたが、今後は強盗などの凶悪犯罪に巻き込まれることも危惧されますので、十分な注意が必要です。以下、身の安全と財産の安全確保に必要な注意事項を掲げてみました。

(1) 家庭での注意事項 (特に独立家屋の場合)

(1) 敷地内、周辺の安全確保

(イ) 門はいつも閉めておく

(ロ) 屋外灯の設置

(ハ) 侵入の足掛りとなる木やツタ類の切除

(2) 出入口の強化

(イ) 錠の多重化

(ロ) チェーンロック、のぞき穴の設置

(3) 警報装置、番犬の配置

(4) 寝室の強化

以上の対策を講じて、万一、盗賊に侵入されることがありますので、最後の防波堤として、寝室のドアを堅固にして鍵をつけるなどの工夫をする事が大切です。また寝室に受話器を置き、外部といつでも連絡できるようにしておくことも必要です。

- (5)隣人との関係の厳密化
- (6)使用人の教育
- (7)緊急時の電話連絡先・方法の周知徹底
- (8)貴重品の集中管理

(2) 車を利用する際の注意事項

(1) 車のメンテナンス

ブレーキ、タイヤ、ライト及び警笛を重点的にチェック

- (2) 燃料の残量は常に半分以上を維持
- (3) 遠出の際は、できる限り2台以上で行動
- (4) 駐車場は、目の届く照明のあるところを選ぶ
- (5) 車中に物は（特に貴重品を連想させるアタッシュケース、バック等は絶対に）置かない。
- (6) 運転中は全ドアをロックし、窓ガラスも8分以上は閉めておく。ヒッチハイカーは乗せない。
- (7) 駐車又は停車する前には、周囲の安全を確認する。

(3) 歩行中の注意事項

街中での一般的犯罪としては、引ったくり、詐欺があげられます。

引ったくり等に対する対策は、

- (イ) 必要以上の金銭や高価な物は持ち歩かない。
- (ロ) バッグのひもを身体にたすきにかける。
- (ハ) あとをつけられていないか気をつける。
- (ニ) 万一襲われた時は、大声で助けを求める。
- (ホ) 一人で外出するときは、できるだけ避ける。

当国では、違反行為である街中での現地通過と外貨との交換をもちかけ、通用不能の古い紙幣や白紙を渡すといった手口がありますが、「うまい話」にはのらないことです。

4. 誘拐防止対策

近年、海外にある邦人が犯罪者やテロリスト達の誘拐目標になるケースが増加しています。誘拐を防ぐのは一般に大変難しい事とされていますが、日頃より以下の原則に注意して行動すれば、これを未然に防げる可能性があります。つまり、通常、犯人グループは複数の誘拐候補者リストを作成し、一番スキのある人物を狙うわけですが、平常よりスキのない人物はそのリストからはずされる可能性が高くなります。

当国では、この種の犯罪に巻き込まれる可能性はこれまでのところ小さいとされていますが、以下の諸原則を守ることは、他国へお出かけになる際にも有用です。

〔誘拐防止の諸原則〕

(1) 行動の不規則性

誘拐候補者の行動が不規則で時間別所在が正確に把握できない場合、実行不能としてリストから抹消されます。

(2) 身分、行動スケジュールの秘密

行動するスケジュールは信頼のおける少数の職員にのみ知らせておく。また、ドライバーには車に乗ってから目的地を告げる。

(3) 尾行・監視の発見

通常、尾行は3人以上で行われ、その有無は、自分のすぐ後とその後及び自分の横側の人物の動きをチェックして判断するようにします。

誰かが尾行していると感じたら、相手の特徴、特に歩き方に注意します。(服装・ヘアスタイルは変えられてしまう。)

また、ホテル、事務所、自宅等外出する前は、よく外部の様子を観察し、普段と変わらないかチェックして下さい。

(4) 安全な避難場所の確保

自宅やホテルから事務所までの間に、安全な場所があるかを確認しておき、万一、危険に遭遇したと感じた場合は、直ちにそこに避難するようにします。安全な場所とは、警察、大きなホテル、病院、大使館、政府機関などです。

(5) 異常現象に対する注意

常に警戒心を持ち、外出するときは周囲に異変がないか注意し、靴磨き、人夫達でも怪しいと思ったら質問したりします。駐ブラジル某国大使の場合、乳母車やバイクによる再三の進行妨害を気にも止めず放置したため、誘拐されました。後日判明したところによれば、乳母車等は同じものであったのに、それを操つる人間はいつも変わっていたとのことでした。

(6) 自分の周囲の状況を支配

タクシーに乗る際には、横から来て乗車を勧める車を避け、こちらが選択して乗るようにするなど、常に自分で状況を支配するように留意します。

以上原則を述べましたが、要は計画の段階で、相手に困難を感じさせ、標的を他の人間に移させるようにすることです。

第2 緊急時の心構え及びとるべき措置

1 緊急時の心構え

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、大使館は、邦人保護の万全を期するため、日本人会と厳密な関係を保ちつつ、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行ない、これらを別に定める連絡網により邦人各位に随時通報するよう最大限の努力を行います。平静を保ち、いやしくも流言飛語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれることのないように注意する。

2 情勢の把握

法人相互間の厳密な連絡、ラジオ、テレビの聴取、大使館又は日本人会への問い合わせ(できるだけ連絡網によること)、管轄警察署又は派出所への問い合わせ等により、正確な情勢の把握に努める。

なお、外国放送を聴取することも参考になります。

大使館及び日本人会等の電話番号は、次の通りです。

(1) 大使館 72-39-84、72-39-86 (24時間可能)

森泉参事官宅 70-12-94

(2) 日本人会

川口会長宅 66-54-88

益子副会長宅 88-41-24

(3) 警察 166 (通常は87-77-77)

消防署 160

(4) 救急病院 150

救急病院「ピロゴフ」 5-15-31

外国人用病院 7-53-61

3 大使館への通報等

(1) 現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは、大使館又は日本人会へ通報する。

(2) 自己又は他の邦人の生命、身体、財産に危害がおよび又はおよぶおそれがあるとき

は、管轄警察署又は派出所に通報し、救出を求める等適切な措置をとるとともに、迅速、かつ、詳細にその状況を大使館に通報する。

4 避難等

(1) 緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に居残りを閉ざしている方が安全であることもありうるので、軽率妄動は慎む。(また親密な在留国人宅に避難することが安全であることもありうるので、平素より当該在留国人等との間に家族ぐるみの親密な人間関係を作っておくように努める)。

(2) 大使館から退去あるいは引揚げ勧告があった場合はこれに従ってなるべく早く退去、引揚げを行う。この場合一般商業機が運行されているうちは、これによる。

(3) 事態が逼迫して、大使館より引揚げ又は避難のための集結を指示された場合は、第1に揚げた準備を完了した後、速やかに次の集結場所のうち最寄りの場所に集結する。

(ア) 大使館

(イ) 大使公邸

その他外国公館、ホテル等大使館が指示する場所

(4) 引揚げ又は避難のための移動に際し、国旗(日の丸)を利用しようとする場合にはできるだけ大使館の指示を受ける。

5 事前引揚げ

各自または派遣元の会社等の判断により、逐次本邸へ引き揚げることは差し支えないが、その場合にはその旨を大使館へ報告すること。

なお、引揚げに際しては、老人、婦女子、病弱者、緊急用務のない者から順次先に引き揚げることを望ましい。

KAN00010 ベルギー【安全の基礎】

ベルギー王国

Kingdom of Belgium

出入国時の留意事項

●査証

日本とベルギーの間には査証免除取極があるので、観光、短期商用など3カ月以内の滞在者は査証なしで入国できる。ただし、3カ月以上の滞在を予定する駐在、就労（家族を含む）、留学などの場合は、それぞれの目的に沿った査証をベルギー入国前にかならず取得する必要がある。無査証入国後の滞在資格変更はきわめて困難であるので注意すること

。査証は、入国しようとする者の正規の居住地（ニューヨークからベルギーに転勤、転居する場合にはニューヨーク）を管轄するベルギー大使館または総領事館に申請する（査証手数料は無料）。

査証申請に必要なものとしては、(1)駐在、就労のためには労働許可書（家族を呼び寄せる場合には、労働許可書や後述する外国人身分証明書のそれぞれの写し、戸籍謄本等）、ベルギー大使館、総領事館の指定する病院、診療所の健康診断書、無犯罪証明書等であり、(2)留学のためにはベルギー文部省が認定した学校の入学許可書であるが、詳細はベルギー大使館、総領事館に問い合わせること。

ほとんどの日本人が誤解しているが、ベルギー大使館、総領事館が発給する査証とは臨時滞在許可（AUTHORIZATION FOR PROVISIONAL SOJOURN）である。ベルギー到着日を含む8日以内に外国人登録を行うためのものであって、長期滞在を許可したものではないことを銘記しなければならない。

ただし、最近では駐在、就労者の家族は無査証でベルギーに入国し、現在居住区の窓口で滞在許可証の申請をすることが許されているが、同許可証の取得までには長期間を要し（1年以上かかる場合も少なくない）、その間種々生活上の不便が生ずることもあり、あらかじめ査証を取得して入国することが望ましい。

●出入国審査

空路、陸路、鉄道路、海路ともに出入国審査は厳しくないが、近隣国で不法滞在として退去命令を受け、その旨を旅券面にスタンプされた者は入国を拒否されることがある。

●通関

手荷物の通関は口頭申告であるが、非課税で持ち込める品物は、(1)煙草200本または葉巻50本（細葉巻は100本）、(2)スピリット類1リットルまたは発泡ワイン2リットルまたはリカーワイン2リットルとワイン2リットル、(3)香水50グラム、(4)オーデコロン0.25リットル、(5)コーヒー500グラム、(6)お茶100グラム。

長期滞在者の移転荷物は、到着後別途書類手続により通関することになるが、移転荷物として無税通関した場合でも品物の領収書等はできるだけ持参すること。

ベルギーは光学、精密機械および電気製品の税率が高いので、ベルギー滞在中に近隣国を旅行しての出入国の際に、税関の抜き打ち検査で手荷物（特にカメラ、時計等）に対しての課税および罰金を科せられるケースが時々ある。

また、旅行者が第三国からベルギーに短期入国する際でも、他国で購入した品（特に、貴金属、宝石等高価なもの）は税関に申告し一時保管手続を取らないと、抜き打ち検査で無申告持ち込みの理由で差し押さえられ、その返還手続に長期間を要するうえ相当多額の罰金を科せられることもあるので注意を要する。

滞在時の留意事項

●外国人登録

査証（臨時滞在許可）を受けてベルギーに入国した者は、入国日を含む8日以内にホテル、アパート等の居所を管轄するコミューン（役場）に届出を行い、外国人身分証明書（IDカード）の交付を受けることになる。この手続きは、コミューンによって取り扱いが若干異なるが、通常、既婚者については婚姻証明書1通、独身者または子供であれば、それぞれの出生証明書1通が要求される。日本出発に際しては、家族構成に応じた戸籍謄本または抄本を準備する必要がある。なお、これら証明事務は日本大使館で行っている。

移民の多いコミューンでは、手続きを拒否されるか、長期にわたる手続きの引き延ばしをされるので注意を要する。一般的にIDカードは通常1年ごとの更新であるが、この種のコミューンでは、3カ月ごと更新のIDカードまたは滞在許可書を交付するケースがある。

家族の外国人登録には、交付まで1年を要し、その間1カ月ごとにコミューンに出頭しなければならないのが最近の傾向である。

●写真撮影の制限

軍関係の施設以外は写真撮影の制限はない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

若者を中心にマリファナ等麻薬の使用事犯が増加しているため、当局は空港、港、国境等での入国時のもとより、航空機乗り継ぎのための空港一時立ち寄りといえども、チェックを厳重に積極的な取り締まりを行っているので嫌疑を受けるような物を所持しないことはもちろん、みだりに他人から荷物を預からないこと。

●不法就労

外国人身分証明書を所持しないで3カ月以上滞在している者、または労働許可書を所持せず就労している者、路上、家宅および職場等の臨検で不法滞在就労が発覚した場合、当局に拘留されたうえ国外追放処分に処せられる。

就労する場合には、あらかじめ就労先を通じて労働許可書を得たうえで、ベルギー入国手続を行うこと。

●政治活動

政治関係についての出版、活動はそれが法に触れない限り問題はない。

●その他特殊取締

16歳未満の未成年者に対して売春や淫らな行為を行ったり、勧めたり、そそのかすことは刑が重く、14歳未満の未成年者に対してはさらに刑が重くなる。

安全のためのひとくちアドバイス

（車の運転）

・交通事情、運転マナー

交通マナーは必ずしもよいほうでなく、交通事故の発生も多い。市内の車の流れが法定速度時速50キロのところ100キロ以上の場合が多く、スピードと地理に慣れるまで運転には十分な注意が必要である。また、季節の変わり目や冬に霧がよく発生し、速度を極力控えるか運転自体を控える必要がある。また、冬季には雨氷（道路に薄い氷が張る）が発生し、事故の原因となる。

・特に留意する交通規則

「右優先」の原則に留意する必要がある。走行車線が優先道路であれば、この原則に従わなくてもよい。道路の車幅が優先道路の判断ではなく、標識（逆三角形に赤縁）や道路標示（白線ではなく、白色逆三角形）のある側の道路が非優先となる。冬季では雪等での標示等が見えにくくなっており、道路標示が不明確であったり、優先を無視して飛び出

してくることも見られるので、慎重な運転が要求される。速度については、一般的に市街50キロ、車専用道路90キロ、高速道路120キロである。

・運転免許証

短期滞在者、外国人身分証明書（IDカード）入手前の者は、日本で取得した国際運転免許証で運転できる。外国人身分証明書を入手した者は、日本の運転免許証および翻訳証明（日本大使館が発給—有料）、写真（スピード写真可）、手数料を添えて、外国人身分証明書の交付を受けたコミューン警察に申請する。

最近では、家族の外国人身分証明書の交付に1年を要するので日本の運転免許証が失効する例が見られる。日本の運転免許証更新は、一時帰国する以外の方法がなく、出国の際、運転免許証の特例更新を行い赴任することが望ましい。

（治安問題）

・テロの実態

現在、比較的平穏であり、ここ2年間はテロの発生はない。

・一般犯罪の状況

比較的治安の良かったベルギーも、移民の増加、失業者の増加等からブリュッセルなどの都市を中心に、窃盗事件などが急増しており、犯罪事件の多いパリやロンドン等の都市へ旅行するのと同様の注意が必要である。特に空港、駅（南、北および中央）、観光地、乗り物内でのスリ、置き引きの被害が多いので旅券・現金・貴重品は常に身に付け、被害にあわないように注意すること。また、市内の高級レストランのフロント周辺でさえも置き引きが多発しているので注意を要する。

・スリ、置き引き等の被害増加

最近目立つのが、空港、駅（南、北および中央）、観光地、乗り物内でのスリ（混雑している店等で子供が盗む）、置き引き（犯人のうち1人が話しかけ、その間に他の1人が盗む等）である。バッグを置いたまま見学に気を取られている日本人観光客、ホテルのロビーでアタッシュケースを置いたまま他のことに夢中の宿泊客を見かけるので注意を要する。

車の中には外部から見えるところにバッグ、上着等を置かないこと。

・旅券、クレジット・カード番号、通報先のメモ

旅券番号、クレジット・カードおよびトラベラーズ・チェック番号、通報先および大使館の連絡先をコピーするか手帳にメモすること。

健康上の留意事項

風土病のようなものはない。

気候は温和であるが、1年を通じ曇天と雨が多く、夏期でも気温が急激に下がることもあるので、旅行に際しては夏期でもセーターまたはコート等を用意する必要がある。

飲み水は特に問題はないが、石灰分が多いので旅行中は各種のミネラル・ウォーターを飲料するほうが望ましい。

緊急時の連絡先

（警察）

国家警察（GENDARMERIE） Tel.101

自治体警察（POLICE） Tel.101

消防・救急サービス Tel.100

（その他ブリュッセル市）

赤十字 Tel.105, 649-5010

休日開業医の紹介 Tel.479-1818

毒物中毒 Tel.345-4545

火傷 Tel.268-6200

・日本への電話のかけ方

直通 Tel.0081-相手方の電話番号の市街番号の0を除く番号

・公衆電話の料金支払い

5フラン2枚または20フラン、もしくはテレホンカード（キオスクか郵便局等で購入できる）を使用する。料金は高い。

・サベナ日本人受け付けカウンター

Tel.02-723-6319（市内からは02を除く）

・JAL ブリュッセル市内事務所

Avenue Louise 283,ビル6階

Tel.02-640-8580（市内からは02を除く）

・ANA ブリュッセル市内事務所

Avenue Louise 285

Tel.02-647-3383（市内からは02を除く）

緊急時の言葉

（フランス語）

「泥棒」=ヴォルール

「助けて」=オ・スクール

「救急車」=アンビュランス

「警察を呼んで」=アブレ・ラ・ポリース

（オランダ語）

「泥棒」=ディーフ

「助けて」=フルプ

「救急車」=アンビュランス

「警察を呼んで」=ループ・ドゥ・ポリシー

在外公館アドレス

●大使館

在ベルギー大使館

Ambassade du Japon, Avenue des Arts 58, 1040 Bruxelles, Belgique

（ARTS-LUX ビル6階）

Tel.513-2340,513-3336

KAN00010 ベルギー「防犯の手引き」
〈防犯の手引き〉

ベルギー王国
Kingdom of Belgium

1. 出入国時の留意事項

○査証

日本とベルギーの間には査証相互免除取極があるので、観光短期商用など3カ月以内の滞在者は査証なしで入国できる。ただし、3カ月以上の滞在を予定する駐在、就労（家族を含む）、留学などの場合は、それぞれの目的に沿った査証をベルギー入国前にかかわらず取得する必要がある。無査証入国後の滞在資格変更は極めて困難であるので注意すること

。査証は、入国しようとする者の正規の居住地（ニューヨークからベルギーに転勤、転居する場合にはニューヨーク）を管轄するベルギー大使館または総領事館に申請する（査証手数料は無料）。

査証申請に必要なものとしては、(1)駐在、就労のためには労働許可書（家族を呼び寄せる場合には、労働許可書や後述する外国人身分証明書の写し、戸籍謄本等）、ベルギー大使館、総領事館の指定する病院、診療所の健康診断書、無犯罪証明書等であり、(2)留学のためにはベルギー文部省が認定した学校の入学許可書であるが、詳細はベルギー大使館、総領事館に問い合わせること。

ほとんどの日本人が誤解しているが、ベルギー大使館、総領事館が発給する査証とは臨時滞在許可（AUTHORISATION FOR PROVISIONAL SOJOURN）であって、ベルギー到着日を含む8日以内に外国人登録を行うためのものであって、長期滞在を許可したものではないことを銘記しなければならない。

○出入国審査

空路、陸路、鉄道路、海路ともに出入国審査は厳しくないが、近隣国で不法滞在として退去命令を受け、その旨を旅券面にスタンプされた者は入国を拒否されることがある。

○通関

手荷物の通関は口頭申告であるが、非課税で持ち込める品物は、(1)煙草200本または葉巻50本（細葉巻は100本）、(2)スピリット類1リットルまたは発泡ワイン2リットルまたはリカーワイン2リットルとワイン2リットル、(3)香水50グラム、(4)オーデコロン0.25リットル、(5)コーヒー500グラム、(6)お茶100グラム。

長期滞在者の移転荷物は、到着後別途書類手続きにより通関することになるが、移転荷物として無税通関した場合でも品物の領収書等はできるだけ持参すること。

ベルギーは光学、精密機械および電気製品の税率が高いので、ベルギー滞在中に近隣国を旅行しての出入国の際に、税関の抜き打ち検査で手荷物（特にカメラ、時計等）に対しての課税および罰金を課せられるケースが時々ある。

また、旅行者が第三国からベルギーに短期入国する際でも、他国で購入した品（特に、貴金属、宝石等高価なもの）は税関に申告し一時保管手続きを取らないと、抜き打ち検査で無申告持ち込みの理由で差し押さえられ、その返還手続きに長期間を要するうえ相当多額の罰金を課せられることもあるので注意を要する。

2. 滞在時の留意事項

○外国人登録

査証（臨時滞在許可）を受けてベルギーに入国した者は、入国日を含む8日以内にホテル、アパート等の居所を管轄するコミューン（役場）に届出を行い、外国人身分証明書（IDカード）

の交付を受けることになる。この手続きは、コミュニティによって取り扱いが若干異なるが、通常、既婚者については婚姻証明書1通、独身者または子供であれば、それぞれの出生証明書1通が要求される。日本出発に際しては、家族構成に応じた戸籍謄本または抄本を準備する必要がある。なお、これら証明事務は日本大使館で行っている。

移民の多いコミュニティでは、手続きを拒否されるか、長期にわたる手続きの引き延ばしをされるので注意を要する。一般的にIDカードは通常1年ごとの更新であるが、この種のコミュニティでは、3カ月ごと更新のIDカードまたは滞在許可書を交付するケースがある。

家族の外国人登録には、交付まで1年を要し、その間1カ月ごとにコミュニティに出頭しなければならないのが最近の傾向である。

○写真撮影の制限

軍関係の施設以外は写真撮影の制限はない。

○車の運転

・交通事情,運転マナー

交通マナーは必ずしもいいほうではなく、交通事故の発生も多い。市内の車の流れが法定速度50km/hのところ100km/h以上の場合が多く、スピードと地理に慣れるまで運転には十分な注意が必要である。また、季節の変わり目や冬に霧がよく発生し、速度を極力控えるか運転自体を控える必要がある。また、冬季には雨氷（道路に薄い氷が張る）が発生し、事故の原因となる。

・特に留意する交通規則

「右優先」の原則に留意する必要がある。走行車線が優先道路であれば、この原則に従わなくてもよい。道路の車幅が優先道路の半断ではなく、標識（逆三角形に赤縁）や道路標示（白線ではなく、白色逆三角形）のある側の道路が非優先となる。冬季では雪等でこの標示等が見えにくくなっており、道路標示が不明確であったり、優先を無視して飛び出ししてくることも見られるので、慎重な運転が要求される。速度については、一般的に市街50km/h、車専用道路90km/h、高速道路120km/hである。

・運転免許証

(1)短期滞在者、外国人身分証明書（IDカード）入手前の者は、日本で取得した国際運転免許証で運転できる。(2)外国人身分証明書を入手した者は、日本の運転免許証および翻訳証明（日本大使館が発給～有料）、写真（スピード写真可）、手数料等を添えて、外国人身分証明書の交付を受けたコミュニティ警察に申請する。

最近では、家族の外国人身分証明書の交付に1年を要するので日本の運転免許証が失効する例が見られる。日本の運転免許証更新は、一時帰国する以外の方法がなく、出国の際、運転免許証の特例更新を行い赴任されることをお勧めする。

○治安問題

・テロの実態

現在、比較的平穏な時期であり、ここ2年間はテロの発生はない。

・一般犯罪の状況

犯罪件数は、平成3年で約36万件であり、検挙率は17%と低い。殺人、強姦、暴行傷害、強盗（空き巣を含む等々）は全体の48.1%を占め、検挙率は49.8%である。最近増加が目立つのは強盗、車盗難等であり、西欧諸国の中でも比較的治安の良い国のひとつとされるベルギーもここ数年犯罪が増加しており、注意を要する。

・スリ、置き引き等の被害増加

最近目立つのが、空港、駅（南、北および中央）、観光地、乗り物内でのスリ（混雑している店等で子供が盗む）、置き引き（犯人の内1人が話しかけ、その間に他の1人が盗む等）である。バックを置いたまま見学に気を取られている日本人観光客、ホテルロビーでアタッシュケースを置いたまま他のことに夢中の宿泊客を見かけるので注意を要する。

車の中には外部から見えるようにバック、上着等を置かないこと。

・旅券,キャッシュカード番号,通報先のメモ
旅券番号,キャッシュカードおよびトラベラーズチェック番号,通報先および大使館の連絡先をコピーするか手帳にメモすることをお勧めする。

3. 各種取締法規に関する留意事項

○麻薬

若者を中心にマリファナなど麻薬の使用事犯が増加しているため,当局は空港,港,国境等での入国時はもとより,航空機乗り継ぎのための空港一時立ち寄りといえども,チェックを厳重に積極的な取締りを行っているので,嫌疑を受けるような物を所持しないことはもちろん,みだりに他人から荷物を預からないこと。

○不法就労

外国人身分証明書を所持しないで3カ月以上滞在している者,または労働許可書を所持せず就労している者,路上,家宅および職場等の臨検で不法滞在就労が発覚した場合,当局に拘留されたうえ国外追放処分に処せられる。

就労する場合には,あらかじめ就労先を通じて労働許可書を得たうえで,ベルギー入国手続きを行うこと。

○政治活動

政治関係についての出版,活動はそれが法に触れない限り問題はない。

○特殊取締り

16歳未満の未成年者に対する売春や淫らな行為を行ったり,勧めたり,そそのかしは刑が重く,14歳未満の未成年者に対してはさらに刑が重くなる。

4. 健康上の留意事項

風土病のようなものはない。

気候は温和であるが,1年を通じ曇天と雨が多く,夏期でも気温が急激に下がることもあるので,旅行に際しては夏期でもセーターまたはコート等を用意する必要がある。

飲み水は特に問題はないが,石灰分が強いので旅行中は各種のミネラル・ウォーターを飲料する方が望ましい。

5. 安全のためのひとくちアドバイス

比較的治安の良かったベルギーも,ブラッセル市などの都市を中心に窃盗事件などが増加しており,パリ,ロンドン並みの注意が必要となっている。旅券,現金,貴重品は常に身につけ,人混みや外国人が話しかけてきた場合,ハンドバックのふたを押さえる,置いているバックを持ち上げる等の対処が必要であり,高級ホテル内といえども同様である。

6. 緊急時の連絡先

〈警察〉

国家警察 (GENDARMERIA) Tel.101

自治体警察 (POLICE) Tel.101

消防・救急サービス Tel.100

〈その他ブラッセル市〉

赤十字 Tel.105, 649-5010

休日開業医の紹介 Tel.479-1818

毒物中毒 Tel.345-4545

火傷 Tel.268-6200

7. 緊急時の言葉

- ・フランス語
「泥棒！」＝オ・ヴォルール
「助けて！」＝オ・スクール
「救急車」＝アンビュランス
「警察を呼んで」＝アブレ・ラ・ポリース
- ・オランダ語
「泥棒」＝ディーフ
「助けて」＝ヒュルプ
「救急車」＝アンビュランス
「警察を呼んで」＝ループ・ドゥ・ポリシー

7. 在日ベルギー大使館等

- ・在ベルギー大使館 (Ambassade du Japon)
Avenue des Arts 58, 1040 Bruxelles, Belgique (ARTS-LUXビル6階)
Tel.02-513-2340 (代表。市内からは02を除く)
- ・在ベルギー大使館領事部 (Ambassade du Japon Service Consulaire)
大使館と同じビル,同じ階。
ただし,入口はRue du LUXEMBOURG 14A側から
Tel.02-513-2340 (代表。市内からは02を除く)
Tel.02-513-3336 (市内からは02を除く)
- ・ベルギー王国大使館
東京都千代田区二番町5番地
Tel.03-3262-0651
- ・ベルギー王国総領事館
大阪市天王寺区内上本町8-2-6
大阪国際交流センター3F
Tel.06-773-5289
- ・ベルギー政府観光局
東京都港区赤坂1-1-14 溜池東急ビル内
Tel.03-3586-7041

○その他

- ・日本への電話のかけ方
KDD日本人オペレーター Tel.078-11-0081
Tel.0081 (直通)
相手方の電話番号の市街番号の0を除く番号
- ・公衆電話の料金支払い
5フラン2枚または20フラン,もしくはテレホンカード
(キオスクか郵便局等で購入できる)を使用する。料金は高い。
- ・サベナ日本人受け付けカウンター
Tel.02-723-6319 (市内からは02を除く)
- ・JALブラッセル市内事務所
Avenue Louise 283, ビル6階

Tel.02-640-8580 (市内からは02を除く)

・ANAブラッセル市内事務所

Avenue Louise 285

Tel.02-647-3383 (市内からは02を除く)

Tel.078-11-1383 (ロンドン事務所,年中無休)

KAN00010 ポーランド【安全の基礎】

ポーランド共和国

Republic of Poland

出入国時の留意事項

●査証

日本とポーランドとの間には査証免除取極がないので、ポーランドに入国するためには査証を取得することが必要。在日ポーランド大使館で査証は取得できるが、最初から長期滞在予定で査証申請しても90日間の査証しか発給されず、ポーランドで延長手続を取ることになる。入国後、学生・研究者には1年の一次滞在査証（学生の場合、学生ビザを取得していれば、数次滞在査証も可）、商業駐在者には1年の数次査証が与えられる。なお、ポーランド系企業で働く者は、ワルシャワ労働局発行の許可書を取得後、在日ポーランド大使館に申請すること。最大限1年の「労働ビザ」が与えられる。

●出入国審査

出入国審査の際、旅券、出入国記録カード（あらかじめ記入しておく）、航空券の提示を求められる。時間はあまりかからず、旅券に出入国印が押される。

●外貨申告

入国する際、外貨持ち込み申告書に外貨持ち込み金額を記入しなければならない。正規に両替されたポーランド通貨は、空港、国境等で再び外貨に交換できる。なお、ポーランド通貨の持ち込み、持ち出しは禁止されている。

●通関

一般的に自己申告制である（煙草250本、葉巻50本、きざみ煙草250グラム、ワイン等の醸造酒0.75リットル、ビール1リットルおよびウイスキー、ブランデー等の蒸留酒0.5リットル、酒精（ウオッカ・スピリッツ等）0.25リットルまで免税）。持ち込み禁止品は、ポルノ雑誌、麻薬、銃器等社会的に悪影響を及ぼしそうなものである。持ち出し禁止品は、1945年以前の絵画、彫刻、古書類等である。また、1970年までに発行された切手も持ち出せないので注意。

滞在時の留意事項

●滞在届

個人的にアパート等に住む場合には、ポーランドにきてから48時間以内に市役所で登録手続を済まさなければならない。

●旅行制限

旅行制限はないが、国立公園内等は環境保護、交通規制等の観点から車の乗り入れを規制している場合がある。

●写真撮影の制限

一般に写真撮影は自由であるが、軍事施設、国境付近の撮影は禁止されているので注意が必要。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬は、所持しているだけでも厳しく罰せられる。

●不法就労

当局の認可を得ている人のほか、日本人が就労することはできない。ただし、ポーランド人と結婚して永住許可証を持っている人は仕事に就くことができる。

●その他特殊取締

入国時に申告した以上の外貨を持ち出すことは、禁じられている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

商店はレストラン、喫茶店を除いて土曜日の午後および日曜日は原則として閉まっている。だいたい営業時間は朝の10時から午後6時ごろまで。

女性が尊重されているので、ポーランド人の家に招待されて挨拶を交わすとき、市電、バス、エレベーターの乗降の際等は、レディー・ファーストを励行するように注意すること

安全のためのひとくちアドバイス

ポーランド全域において、スリ、ひったくり、空き巣、コソ泥等の事犯が急増しているため日本人旅行者は、注意が必要である（日本人は、金持ちで犯罪に対して無防備であるとの印象が強い）。特に、国際列車内や駅構内（ワルシャワ中央駅、東駅等）には、外国人を専門に狙うグループがいるので旅券、現金等貴重品の携行には注意すること。また、深夜の外出も避けたほうがよい。

白タクが横行しているため、必ず一流ホテル前等のタクシー乗り場を利用するとともに、タクシーと表示され、かつ車内に料金メーターが設置されている車を選ぶ。

健康上の留意事項

空気が乾燥しているうえに、車の排ガス等でのどを痛めやすい。水道水は飲料に適さず、市販のミネラル・ウォーターを求めることになる。また、病院の衛生管理に問題（二次感染等）があるので、手術を要する場合にはウィーン、ベルリン等へ行き治療を受けるほうがよい。その際、医療費が高額になるため十分な保険加入が望まれる。

緊急時の連絡先

〈病院〉

当直の病院は毎日変わるので、当日の新聞でその日の当直の病院を調べる必要がある。

〈警察〉 Tel.997

〈火災〉 Tel.998

〈救急車〉 Tel.999

緊急時の言葉

「泥棒」＝ズウオジエイ

「警察」＝ポリツィア

「助けて」＝ラトゥンク

「救急車」＝ポゴドヴィエ

「警察を呼んでくれ」＝ヴェズヴァチ・ポリツィア

在外公館アドレス

●大使館

在ポーランド大使館

Embassy of Japan, Ul. Klonowa 8, Warszawa, Poland

Tel.49-80-23

KAN00010 ポーランド「防犯の手引き」
(海外安全のために)
防犯の手引き

平成4年10月
在ポーランド日本国大使館

1. はじめに

1989年のポーランドにおける民主化及び経済の自由化政策開始以来、外国人の入国への制限も緩和されました。そのため、ポーランドを訪れる日本人観光客も徐々に増え、また、日・ポの経済面等での緊密化が進むにつれて、ワルシャワの在留邦人数も増加しております。同時に、当地で犯罪の被害に遭われる在留邦人、観光者、出張者等も散見されるようになって来ました。当国が社会主義体制下にあった時代に比べ、現在は犯罪発生件数は著しく増加しており、また、外国からの困窮者等の流入もあり、治安が悪くなっております。従って用心に優る防犯はないと言えましょう。

皆様がポーランドで生活をされる上で、この手引きが防犯の参考となれば幸いです。

2. ポーランドの犯罪発生状況

当国の人口は約3,835万人ですが、本年1月～6月までの6カ月間に発生した主な犯罪は次の通りです。

	発生件数	検挙率
事件総数	418,869	56%
殺人	469	93%
傷害	14,717	92%
強姦	824	86%
窃盗・強盗(屋外)	8,729	54%
窃盗・強盗(屋内)	159,024	28%
窃盗(敷地内)	57,300	48%

当国では窃盗・強盗の如く盗みに関する犯罪が全体の約66%を占めております。

3. 注意すべき犯罪

一般的に犯罪は常習的に行われ、その場合、犯人は意識的あるいは無意識のうちに同じ手口を繰り返すことが多いようです。従って、常日頃から犯罪についての関心を持ち、犯罪を見聞きしたときは、他人事と軽視せず、同様の犯罪が身近で起こり得るといふ警戒心を持つことが大切です。これまでポーランドで在留邦人の方が被害に遭われた大きな事件は、多くはありませんでしたが、本年4月以降邦人旅行者が置き引きの被害に遭うケースが多発しております。特に次の場所での被害が報告されております。

- (イ) 国際列車内(特にワルシャワとウィーン、プラハ、ベルリンを結ぶ路線)
- (ロ) 空港のロビー、トイレ、カフェテリア
- (ハ) ホテルのロビー、レストラン

4. 犯罪類型とその対策

- (1) 窃盗(置き引き、スリ等)

(イ) 列車で移動中、就寝中に狙われるので、夜行列車の使用を避ける。どうしても避けられない場合は、貴重品を肌身離さず持っている工夫が必要です。(コンパートメント内と言えども安心は出来ません。)

(ロ) ホテルでチェックイン、チェックアウトをする、及び空港でのチェックインをする時など荷物を床に置いたままにせず手から放さないこと。

(ハ) 空港、鉄道駅等公共施設のトイレで用を足す時など、荷物を手から放さない工夫が必要です。

(ニ) レストランでのビュッフェ式の食事の際、テーブル、椅子等にハンドバッグ、カバン等を置いたまま食事を取りに行かないこと。また食事中と言えども椅子の背もたれにハンドバッグを掛けないこと。

(ホ) 一人が親し気に話しかけたり、体を寄せたりして注意を引き付けているスキに、もう一人が貴重品を抜き取ったり、カバンを持ち去るケースがあるので注意が必要である。(犯罪者は2～3人で組んで行動していることが多い。)

(ヘ) 電車やバスを利用している際、急に混雑してきた場合は注意が必要です。(車内にその旨の注意書きがポーランド語で書いてあります。)

(2) 空巢

ワルシャワ市内及び郊外の住宅地域において空巢侵入の多発が見られます。特に長期間の旅行などで家を留守にする時、また、長時間の買い物等に出掛けている間に多く発生しています。

(イ) 平素から近所の人と良好な関係を保持しておき、長期間にわたり留守にする時など防犯に注意を払ってもらう。

(ロ) 旅行計画が不必要に他人に洩れないよう努力する。特に使用人を雇う場合、信頼出来る人を探す。

(ハ) 夜間に留守にする時など屋内の電灯、ラジオ、テレビ等をつけたままにしておく。

(タイマーを使用すると便利)

(ニ) 外出の時の行動パターンや時間帯を一定にすると狙われやすいので注意する。

(3) 自動車盗難

車の盗難、車内の物品(カーステレオ、貴重品等)の盗難が多発しています。プロにかかればドアロックしていても、ほんの数分で解錠されますので注意が必要です。

(イ) アラームを設置し、又は、ハンドル固定器具を使用する。

(ロ) 人目につかない場所、暗い場所に駐車しない。

(ハ) 長時間同じ場所に駐車しない。

(ニ) 短時間の駐車と言えどもドアロック、アラームのセット、ハンドル固定器具等を忘れずにする。

(ホ) 駐車中の車の中に荷物を放置しておかない。(物を盗む誘惑にかられることになる)

(4) その他

過去、当国では邦人に絡む誘拐、テロ等の大きな事件の発生はありませんでしたが、特に最近の中南米地域における誘拐、テロ等の事例にも見られるように、近年わが国や日本企業の存在が目立つようになるにつれ、当地に居住される邦人に対しても、今後この種の犯罪の発生が懸念されますので、ご参考までに具体的防止策を下記に記します。

◎毎日の生活において普段と異なる事柄に注意する習慣をつける。

◎周囲に不審車両があるか注意する。要すれば不審車の車両番号も控えておく。

◎判で押したような出勤、帰宅、外出をせず、道順、時間等をときどき変える。

◎行動は、出来るだけ秘密にする。場合によっては先に行動予定を明らかにし、これと異なった行動をとる。

◎車で外出の時、運転手付きであっても、周囲の状況に自分で注意を払う習慣をつける。

◎交通量の多い道路を利用し、危険な地域に入らない。

◎走行車線は中央寄りを走る。

◎車のドアは必ず閉め、ドアは必ずロックする。

◎車両に乗車の際、車中、車の下、周囲に不審物はないか確認する習慣をつける。

◎自宅の住所、電話番号は不必要な人に知られないように心掛ける。

◎万一の時案発生に備え、旅券・連絡先リスト・医療関係記録(病歴・血液型・常用薬・歯の治療記録等)等を整理して家族等が分かるようにしておく。

5. 緊急連絡先

(1) 緊急事態が発生した場合のコール番号は次の通りです。

警察： 997 ズオジェイ (ZŁODZIEJ) 泥棒

消防車： 998 ポジャル (POZAR) 火事

救急車： 999 シブコ カレートカ ポゴトビア (SZYBKO, KARETKA POGOTOWIE) 救急車をお願いします。

(2) ワルシャワ市の警察関係の所在地・電話番号等は次の通りです。

POLICE HEADQUARTERS IN WARSAW			
NAME	ADDRESS	OFFICER IN CHARGE TELEPHONE	OPENING HOURS
POLISH POLICE HEADQUARTER WARSAW METROPO LITAN HEADQUARTER	UL. PULAWSKA 148/150	43-10-53	24 HOURS A DAY
MOKOTOW DISTRICT POLICE STATION	UL. NOWOLIPIE 2 DISTRICT POLICE STATION IN WARSAW 3/5/9	26-55-97 44-95-08	" 24 HOURS A DAY
OCHOTA DISTRICT PRAGA POLUDNIE DISTRICT POLICE STATION	UL. OPACZEWSKA 32a UL. GRENADIEROW 73/75	23-40-08 10-60-63	" "
PRAGA POLNOC DISTRICT POLICE STATION (WARSAW CENTER)	UL. CYRYLA i METODEGO 4	19-10-49	"
SRODMIESCIE DISTRICT POLICE STATION	UL. WILCZA 21/23	21-89-09	24 HOURS A DAY
WOLA DISTRICT POLICE STATION	UL. ZYTANIA 36	32-04-73	"
ZOLIBORZ DISTRICT	UL. STEFANA ZEROMSKIEGO 7	34-67-95	"
(3) 大使館事務所	UL. WILLOWA 7, WARSZAWA	49-87 81/2/3	

6. おわりに

現在ポーランドは今のところ大きな事件、混乱もなく推移しておりますので、現在の生活の中でこの種の対策は必要ないのご指摘もあるかと存じます。しかし、はじめの項でも記しました通り、社会主義時代に比べ、犯罪が顕著に増加しております。邦人の方がこれに巻き込まれないための「転ばぬ先の杖」として本手引きを作成しました。内容的には皆様が既にご承知の事ばかりかと思いますが、考え方の整理の意味も合わせてご利用頂きたいと存じます。勿論、今後当地の諸情勢が変化すれば、本手引きの内容を変える必要も生じるでしょう。

本手引きの内容等につき、お気付きの点がございましたら、大使館領事班へご連絡頂ければ幸甚に存じます。

1990.10.1

在ポーランド日本国大使館
Ul.WILLOWA 7 TEL:49-87-81/81/2/3

このメモは、在留邦人の皆様が安全で平穏な生活をされるために作成したものです。平成元年は、ポーランドの内外において、様々な情勢の変化がみられた一年でありました。特に市民生活を直撃したインフレ、失業者の増大による治安情勢の悪化は、他人事ではなく「明日は我が身」かもしれません。

生活の安全を確保するためには、日々変化していく危険のレベルを的確に把握し手を抜かずに対応する事が望まれます。

1. 次の事項をチェックして下さい。

- (1) 門のベルは機能するか。
- (2) 外部照明は十分な明るさか。
- (3) 玄関の鍵は3重以上になっているか、ドアチェーンはあるか。
- (4) 外出時、鍵を植木鉢、郵便箱、マットの下等に隠していないか。
- (5) 来訪者が誰であるかを確認せずに対応していないか。
- (6) 窓の鍵はガラスを壊して開けられることはないか。
- (7) 強盗を敷地内で発見した場合、いかなる対応をすべきか、家族に指示を与えているか。
- (8) 警察署、消防署及び緊急病院に住宅の所在地を現地の言葉で通報できるか
- (9) 消化器はあるか。
- (10) 緊急連絡先の電話番号を電話機の近くに貼ってあるか。

以上の10項目大丈夫ですか。

*警察 997 ズオジェイ (どろぼう)

消防 998 ポジャル (火事)

病院 999 シブコ カレットカ ポゴトビア (救急車をお願いします)

2. 警察の現状

民主化により共産党の支配道具で国家の中の国家であった内務省にメスが入れられ本年3月には悪名高かった公安警察 (SB) 及び民警が解体された。

現在のポ警察は組織改編途上のため慢性的な人員、予算不足に悩まされており十分な犯罪抑制機関とはいいがたい。しかし、国際犯罪捜査協力に関し、本年9月インターポールに加盟した。

3. 医療施設の現状

ワルシャワ医科大付属病院には、超音波エコー、CTスキャン等の最新機器が設置されている。集中治療室もあり、一応の診察体制は整っているが、医療水準は極めて近く病院内の管理体制にも問題があるので、二次感染防止の上から手術は避けるべきと思われる。

4. 交通施設の現状

設備されてきてはいるが、安全とはいいがたい。ロータリー、見づらい信号機類、右側走行等邦人ドライバーにとって危険だらけである。冬期は、雪、路面凍結等により危険度も倍加するので運転を控えることも考えるべきです。

*強制保険だけではなく、任意保険の加入も大事な事です。

5. 安全に関する情報収集

安全のための情報収集を日常生活の一部にして下さい。新聞、テレビ、ラジオのニュースには、最低限の関心を払う必要があります。

*ラジオ・ジャパン (周波数が変更されることがあるので注意)

9:00 21640KHZ
17:00 21700KHZ
23:00 11835KHZ

6. 最後に、安全の基本は、

1. 警戒を怠らない 2. 行動を予知されない 3. 目立たない 4. 常識ある生活
以上の四原則を遵守して下さい。また、大使館では、防犯、テロ対策についてのアドバイスもしております。

KAN00010 ポルトガル【安全の基礎】

ポルトガル共和国

Portuguese Republic

出入国時の留意事項

●査証

日本とポルトガルの査証免除取極に基づき、観光を目的とする3カ月以内の滞在の場合、査証は必要ない。しかし、留学、就職および長期滞在を予定している人は、あらかじめ在日ポルトガル大使館で長期滞在査証の取得が必要。

●出入国審査

出入国審査は、出入国カードに必要事項を記入のうえ、旅券とともに出入国審査官に示すことにより比較的簡単に終わる。

●外貨申告

外貨申告の必要はない。ポルトガル通貨（エスクード）に両替した場合、その両替証明書を保存しておくことにより、出国時に再交換できる。

●通関

税関検査は、最近その厳しさを増している。身の回り品を除き、必要以上に多量の品を持ち込まないこと。また、段ボール箱による持ち込みは、税関検査が特に厳しいので避けたい。なお、麻薬類、銃砲類は、輸入禁制品となっている。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以上にわたり長期滞在する場合は、内務省外国人局（Servicos de Estrangeiros）の発行する滞在許可証（Autorizacao de Residencia）を取得する必要がある。申請に際しては、在ポルトガル大使館発行の在留証明書、生活能力を証明するもの（預金証明、トラベラーズ・チェックの写し等）、写真2枚および旅券等が必要。

●旅行制限

旅行の制限はない。

●写真撮影の制限

軍関係施設および空港施設を除き、写真撮影の制限はない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬類は、売買はもちろんのこと、所持についても犯罪となり、麻薬の密輸は6年以上12年以下の懲役および5万エスクード以上500万エスクード以下の罰金が科せられる。

なお最近、取り締まりが非常に強化されている。

●不法就労

不法就労は逮捕、国外退去させられる。

●治安維持

特別な取り締まりはない。

●その他特殊取締

特殊な取り締まりはない。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民のほとんどがカトリックであり、一般的には温和で親切である。
一般商店は、平日9～13時、15～19時、土曜日9～13時まで営業し、日曜・祝日は休業している。
また、夏期休暇シーズンは観光客が多数訪れるため、ホテルの確保は難しい。

安全のためのひとくちアドバイス

ポルトガルは、西欧のなかでは最も治安の良い国のひとつとされている。こうしたことから、無防備の状態では安全と思いついでいる人も少なくないが、近年、観光客を狙った犯罪が年々増加しているため、こうした認識は改め、常に緊張感をもつことが必要である。バス、地下鉄等の公共の乗り物には日本人等外国人観光客を標的とする集団のスリ、恐喝グループが横行しているため、十分注意する必要がある。特に乗降時2～3人のグループに取り囲まれ、気がついたらバッグ等の中から貴重品を盗まれていたという例が多くある。また、駅周辺、港周辺、下町の夜の一人歩きなどは極力避けること。

健康上の留意事項

ポルトガルの気候は比較的良好であるが、空気は冷たく乾燥しているため注意が必要がある。
また、肝炎が発生しているため、水道水・生もの（生野菜・魚介類等）は避けたほうがよい。ホテル・レストランではミネラル・ウォーター（アグア・ミネラル）を注文するとよい。なお、医療水準が特に低いことから、複雑な治療を要する場合には、ロンドン、パリまたは東京に行く必要がある。

緊急時の連絡先

（非常用） Tel.115（警察、救急サービス共通）
（病院）
赤十字 Tel.786013
ブリティッシュ・ホスピタル Tel.602020
（警察）
公安警察（P.S.P） Tel.3474730
国家警備隊（G.N.R）
司令部 Tel.3475638
交通隊 Tel.3952022
（火災） Tel.3422222（リスボン）

緊急時の言葉

「泥棒」＝ラドロ
「強盗」＝アサルト
「助けて」＝ソコーロ
「救急車」＝アンブランシア
「115（日本の110番）」＝セント・イ・キンゼ
「警察官（を呼んでくれ）」＝（シャーメ・）ポリシア

在外公館アドレス

●大使館
在ポルトガル大使館
Embaixada do Japao, Rua Mouzinho da Silveira, No.11,1200 Lisboa,
Portugal
Tel.3523485

KAN00010 ポルトガル「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成4年10月
在ポルトガル日本国大使館

1. はじめに

ポルトガルの治安状況は、他のヨーロッパ諸国に比べて凶悪事件の発生も少なく一般的に良好といわれていますが、近年、強盗や窃盗が増加しているほか、質的にも犯罪の悪質、凶悪化の現象がみられます。

また、在留邦人や旅行者、出張者の方々の中には、強盗等の被害に合われるケースも漸増しておりますが、これらの被害状況をみてみますと比較的類型化されており、日常より注意して対策を考えておくとかかなり予防し得るものと思われれます。

防犯対策に完璧を期すことは難しく、第一義的には個々人の自衛に頼るほかないのが現状ですが、この手引きでは特に邦人が被害者となりやすい罪種について防犯上の一般的な心構えと対策を記しましたので御参考になれば幸いです。

2. ポルトガルの犯罪発生状況

(1) 概略

1991年度の主要犯罪発生件数(殺人、強姦、生涯、強盗、窃盗)は、52,730件で前年に比して14.2%増加しているのに対して、これらの平均検挙率は48.2%で前年に比して6.2%減少しています。これは治安状況が徐々に悪化してきていることを示しています。

犯罪別発生件数をみてみますと、殺人329件、強姦134件、傷害706件、強盗413件、窃盗51,148件(うち侵入窃盗16,199件)となっています。特に殺人は、前年比21%増、強盗は14.7%増と質的にも凶悪化の現象が窺われます。

(2) リスボン市内における犯罪の特徴

ア 地下鉄乗車中におけるスリの被害が急増していますが、特にロッシオ～サルダーニャ間でスリ被害の50%を占めています。また、バス乗車中におけるスリの被害は、マルケス・ボンバル、セッテ・リオス、ベンフィカ地区において多発しています。

イ 外国人観光客の多くがアルファマ、パイロ・アルト地区で盗難被害(引ったくり、置き引き、スリ等)に合っています。

ウ 麻薬中毒患者が麻薬を得る金欲しさに強盗や窃盗を犯す事件が増加しています。特に侵入窃盗の80%が麻薬中毒者によるものです。麻薬中毒者がたむろしている場所としては、カンボ・グランデ地区、エドワルド七世公園、インテンデンテ駅周辺が要注意地区です。

エ 強盗は、ベンフィカ、ベンダ・ノヴァ、ルミアール等、郊外における振興住宅地区で増加していますが、市街では、インテンデンテ、エドワルド七世公園、エントレカンボス地区で拳銃やナイフを持ったいわゆる持凶器強盗が散見されます。

(3) 邦人の被害例

ア 観光場所等で見知らぬ者が話しかけてきて、睡眠薬入りのソフト・ドリンクを共され、寝ている間に全所持品を盗まれた。

イ 市電、バス、地下鉄等での乗降時に、3～4人の者に取り囲まれ、身動き出来ない状態にされてバッグ内から財布を盗まれた。

ウ ベンキやケチャップを衣類に振りかけられ、その汚れを取る手伝いをする振りをして貴重品を盗まれた。

エ 観光地の駐車場に止めておいたレンタカーのトランクのカギをこじ開けられバッグ等、全所持品を盗まれた。

オ 後ろから来た男に突き飛ばされて転倒した際、ハンドバッグを盗まれた。

カ肩に掛けていたショルダーバッグをひったくられそうになり、盗まれまいとして皮紐を押さえたが、カッターナイフで皮紐を切られて盗まれた。

キ 観光地のホテルに宿泊していたグループが、各部屋の中にトランクやバッグ類を置いて外出していたところ、各部屋が荒らされて現金、指輪、イヤリング、総額 3,000万円相当が盗まれた。

3. 防犯対策

(1) 外出時における対策

ア ズボンの尻ポケットやバッグの外側のポケット等、人目につくところに財布や貴重品を入れないこと。

(犯行を触発させるような状況をつくらないことです。また、ショルダーバッグを肩からたすき掛けにして注意していても、カッターナイフで皮紐を切られて強引に盗まれる場合もあります。もっとも安全な方法は、外部から分からぬように袋に入れて紐で首からシャツの中に吊るすか、シャツの内側につくったポケットに入れることです。)

イ 空港、ホテル、レストラン等では荷物を床に置いたままにしないこと。

(絶対に手から離さない、目を離さない心掛けが大切です。)

ウ 道を歩く時は、ショルダーバッグ等は車道と反対側に抱えて所持すること。

(バイク等で車道側からいきなり引たくって逃走していく場合があります。また、この際に転倒して他の車にハネられるという事故も発生していますので、この点にも十分注意しなければなりません。)

エ 襲われた時は、貴重品をしっかりと抱え、大声で助けを求めながら逃れること。

(特凶器強盗に合った場合には、むしろ身の安全のために抵抗は避けなければなりません。なお、「命金」としていくらかの紙幣を所持しておき、襲われた場合には率直に差し出すことも被害を最小限に押さえるための一法です。)

オ ホテルでは、スーツケース等の中に貴重品を入れ、部屋に置いたままにして外出しないこと。

(高級ホテルであっても、部屋に鍵をかければ絶対に安心というわけではありません。フロントの貴重品預かり等を利用することが大切です。)

(2) 車の運転時における対策

ア 人目につかない暗い場所に駐車しないこと。

(人目につきやすい場所でもなるべく長時間同じ場所に駐車しないことです。)

イ 駐車時には、短時間でもドアをロックすること。

(プロの手にかかれればドアをロックしていても、ほんの数秒で犯行が行われますので安心出来ません。なお、貴重品や荷物を外から見える場所に放置しておかないことが耐用に大切です。)

ウ 乗車前には、車の周囲、内部、車体の下等を点検すること。

(不審物、紐、線等の存在を調べて爆発物を警戒し、もしそのようなものが見つければ、自ら手を触れることなく当局に連絡しなければなりません。)

エ 乗降の際は、周囲に不審な者がいないか注意すること。

(過去の例では乗降の際が最も危険です。待ちぶせ者や不審な車がいらないか十分注意しましょう。)

オ 運転中は、次のことに注意して下さい。

(ア) 前の車が貴方をはさみ打ちにすべく急停車しても、これを避けられるように、十二分の車間距離をとっておくこと。

(イ) 一時停止する場合にも後退することなく、ハンドルを切るだけで前の車の脇に抜かれるように十分な車間距離を取ること。

(ウ) ドアは必ず施錠し、窓もできる限り閉めておくこと。

(エ) 尾行車の有無に注意し、尾行された場合には最寄りの警察署や兵舎等に避難すること。

(3) 自宅における対策

ア 玄関ドア等には、必ず主錠及び補助錠を取りつけるとともに、覗きレンズ（視界190度）やドアチェーン、インターホンも取りつけること。

（アパートや借家の場合には、入居直後に外部にある全ての錠を新しいものと交換する必要があります。）

イ 屋外灯はできるだけ明るくし、視野をさえぎる樹木や家屋に接して、2階に上がれるような樹木は伐採しておくこと。

ウ 見知らぬ人に不用意にドアを開けたり、中に入れたりしないこと。

（覗きレンズやインターホンを利用して来訪者の身分や用向きをよく確認し、場合によっては身分証明書の提示を求めることが必要です。）

エ 家を長期間開ける場合は、信用のおける知人に留守を頼んでおくこと。

（夜間外出の際は、電灯やラジオをつけっ放しにして在宅に見せかけておくことも一方法です。）

4. テロ、誘拐対策

(1) 対策の基本

ア 行動のパターン化を避けること。

（テロリストは、犯行の前に必ず目標者の行動パターンを調査しています。）

帰宅、外出のパターン化を避け、時々その時間や経路を意識的に変える必要があります。

イ 目立たないこと。

（服装、言語、態度に気をつけ、出来るだけ現地に溶け込み、目立たないように努力することが大切です。）

ウ 用心を怠らないこと。

（不審な兆候がないか、常に用心を怠らない習慣をつけることが大切です。）

(2) 事前対策

ア 緊急連絡先（警察、会社、友人宅、大使館）の電話一覧表を作成し、家族や使用人がわかるように電話の則に掲示しておくこと。

イ 事案発生に備え、必要書類（旅券、保険関係書類、所在国及び在日の連絡先リスト等）や医療関係記録（病歴、血液型、常用薬、持病、かかりつけの医者名等）を整理し、家族等にわかるようにしておく。

ウ 運転手や使用人に対し、万一事件に直面した場合、敏速な行動がとれるよう事前教育をしておくこと。

(3) 誘拐時の心得

ア 連行される時は出来るだけ落ち着き、移動時間、方向、速度、距離を記憶し、道標、臭い、声、音を含む全ての外界の動きに注意すること。

イ 犯人の容貌、性格、動作や言葉の特徴に注意し、釈放後、警察の犯人逮捕に協力すること。

ウ 一般的に言って逃走のチャンスはないと思わなければならない。注意深く計算して逃走のチャンスがある場合以外には逃走を計らないこと。

エ 捕らえられて孤独な状況におかれても家族、関係者、所在国地当局、我が国の官民等多くの人々が一体となって安全な救出に努力していることを忘れず、苦しい拘禁生活下でも常に冷静沈着に心がけ情勢を有利に導くよう努力すること。

オ 犯人は一見合理的な人柄に見えても決してノーマルな行動をすると考えてはならないこと。

カ 犯人の指示に出来るだけ従い、挑発したり刺激しないようにすること。

(参考)

緊急連絡先一覧表

緊急番号（警察・救急車） 115
公安警察（P.S.P） 3474730

共和国警備隊 (G.N.R)
消防署 (LISBOA)
赤十字
大使館

3475638
322222、606060
7783003,7786171
3523485

KAN00010 ユーゴスラビア [安全の基礎]

ユーゴスラビア連邦共和国

Federal Republic of Yugoslavia

(注) 1994年1月15日現在、ユーゴスラビア連邦共和国(セルビア、モンテネグロ)が、日本を含め国際的承認が得られていないこと、また、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国が内戦状態にあるなど、事態はきわめて流動的となっている。

かかる状況に鑑み、ユーゴスラビア連邦共和国およびボスニア・ヘルツェゴビナ共和国には渡航自粛勧告が発出されている。

(参考: クロアチア共和国には渡航自粛勧告が、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国には観光旅行自粛勧告が発出されている)

また、ユーゴスラビア連邦共和国に対しては国連より、貿易の禁止、資金等の移転の停止、航空機乗り入れ停止、文化交流の停止等を含む包括的な制裁措置がとられており、日本で発行されたトラベラーズ・チェックやクレジット・カードは、現在使用不可能となっているので旅行者は要注意。

出入国時の留意事項

●査証

現在のところ、日本と旧ユーゴスラビア間の相互免除取極が適用されており、生業に従事する場合を除き、3カ月までの滞在には査証は不要である。これ以外の場合は、事前に取得する必要がある。

●出入国審査

出入国審査は手配者のチェックだけで、出入国カードの提出も不要。しかし、過去に退去処分を受けた者は向こう3年の入国拒否、場合によっては、永久拒否の措置がとられる。

●外貨申告

外貨申告はない。なおユーゴスラビア通貨ディナールへの両替は銀行、空港、駅、ホテルなどでできるが、国連制裁の影響でディナールの下落は著しいものがあり、両替はしないか、するにしても文字どおり必要最小限とするほうがよい。また、ディナールから外貨への再交換は事実上不可能。

●通関

外国人に対しては、危険物のチェックでとどまっているのが現状である。動・植物、生鮮食品などには、搬入のためあらかじめユーゴスラビア大使館の許可が必要な品目もあるので、事前に確認しておいたほうが安心である。

滞在時の留意事項

●滞在届

2日以上滞在する者は、最寄りの警察に滞在届を提出しなければならない。ただし、ホテルに宿泊する場合はホテル側がこれを代行し、また団体旅行者(ツアー客)は旅行会社が一括して届けている。なお、この届を怠った場合は、科料もしくは15日以内の禁固を科される旨が規定されている。

●旅行制限

ユーゴスラビアにおいては、民族対立に起因する内戦がボスニア・ヘルツェゴビナで依然として続いているほか、ユーゴスラビア全体の政治情勢が流動化、不安定化していることから外務省から渡航自粛勧告が出されている。どうしても渡航しなくてはならない場合は、最新の情勢の把握に努めるとともに、現地では日本大使館と連絡を密にして、安全確

保に万全を尽くす必要がある。

●写真撮影の制限

撮影禁止の標識がある場合、またこの標識がない場所でも、たとえば軍人、軍施設、警察官、橋、駅構内、空港、通信施設などを撮影すると、フィルムを没収され、あるいは連行されるケースがあるので差し控えるべきである。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

中近東から西欧へ抜ける麻薬密輸ルートになっていることから、これら密輸組織の摘発には警察当局もきわめて積極的である。首都ベオグラードでは、特に若者の間に麻薬が最近流行していると言われているが、実態は他の西欧諸国ほど深刻なものではない。処罰としては強制治療のほか、販売、運搬の場合には最低3カ月から5年くらいの禁固または重禁固を科されている。

●不法就労

外国人がユーゴスラビア国内で就労する場合には、企業側で同一資格であればユーゴスラビア人を優先させなければならないことになっている。そのため、就労できるのは実際上特殊なケース、たとえば日本語を特に必要とする場合などに限られる。その場合は、企業側がコミュニケーションの職業紹介所に申請して許可を得なければならない。したがって、不法就労の場合は問題は主として企業側の責任で処理される。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

多民族国家で、各共和国によって言語、宗教、風俗、習慣が異なるが、一般に共通しているのは操業開始時間が早く6~7時で、終業が2~3時となっていることである。さらに、事務手続に長時間を要する場合が多いので、旅行計画などは時間的に余裕をもった日程を組むようにすること。

また、各民族間関係には政治的、歴史的に微妙なものがあるので、特定の民族・宗教をことさら称賛または誹謗したりすることは慎むべきである。

安全のためのひとくちアドバイス

現在、武力衝突が発生している場所や、その波及が懸念される地域への立ち入りはきわめて危険であり近寄らないこと（前記、旅行制限の項を参照）。またそれ以外の地域でも政治・経済の混乱のため暴動や盗難が発生する危険性もあり、警戒が必要。

健康上の留意事項

都市部では冬期（11~3月）、暖房によるスモッグがひどいときがある。なお、水道水は一般に飲用されているが、石灰質が含まれた硬水である。市販のミネラル・ウォーター（炭酸ガス入り）もよく飲まれる。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.92
〈火災〉 Tel.93
〈救急車〉 Tel.94
〈自動車の故障〉 Tel.987

緊急時の言葉

「泥棒」=ロボヴ
「助けて」=ウ・ポモチ
「警察を呼んでくれ」=ボソヴィテ・ミリツィユ

「救急車を呼んでくれ」 = ポソヴィテ・ヒトヌ・ボモチ

在外公館アドレス

●大使館

在ユーゴスラビア大使館

Embassy of Japan, Ilirska 5, Beograd, Yugoslavia

Tel. 768-255, 768-266, 768-343, 762-168, 768-974

KAN00010 ユーゴスラビア「防犯の手引き」
治安・防犯の手引き

平成4年10月1日
在ユーゴスラヴィア
日本国大使館

はじめに

近年、外国で邦人に対する事故や事件が増加しています。ユーゴスラヴィアを訪れる人は、他の欧米諸国に比較するとまだそれ程多くないとはいえ、90年にいわゆる東欧ブームが起り旅行者の数も徐々に増加してきた結果、邦人旅行者が事故・盗難の被害に遭う例もここ2～3年間増加してきました。

しかしながら、91年来旧ユーゴ各共和国の独立問題により、民族間の武力衝突・内戦が発生し、今もなおボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国では戦闘継続中です。現在当国は邦人旅行者も僅少となり、当地ベオグラードの在留邦人数もここ1年間で約4割減少してしまいました。これは92年5月に国連安全保障理事会より新ユーゴ連邦（セルビア、モンテネグロ両共和国）に対して輸出入の禁止、資本取引の停止、航空機等の乗入停止、文化交流停止等を盛り込んだ制裁措置が取られていることにも起因しています。上述の状況に鑑み、現在、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ各共和国に対して全面渡航自粛勧告が、またマケドニア共和国に対しては観光旅行目的の渡航自粛勧告が発出されています。

以上のことを念頭に置き防犯対策を考えなくてはなりません、何時の場合も防犯対策は、第一義的には個々人の自衛に頼るほか方法のないのが実状です。しかし、これまで大使館に届けられた被害状況をみてみますと、比較的類型化されており、日常から注意して対策を考えておくことにより、かなり予防できるものと思われます。

この手引きは、当国に於いて邦人の皆様が安全に生活できることを願って作成されたもので、皆様の何等かのお役に立てれば幸いです。

1 最近の邦人に対する犯罪被害状況

当国は従来から治安は比較的良好とされてきましたが、91年以降在留邦人から自動車の盗難やいたずら、空巣被害等の届出が急増しています。

(下記参照)

自動車の盗難や空巣被害は従来はまれでしたが、僅か約70名の在留邦人にこれだけの被害が発生していることは驚異的と思われます。

また、在留邦人の被害者はまだありませんが、銃器等を使用した強盗、殺人、レイプ等の凶悪犯罪も急増しています。この傾向は、91年のスロヴェニア、クロアチアで内戦が発生した頃より顕著となり、今や新聞で連日、事件発生が報じられています。これは戦地よりベオグラードに拳銃や手榴弾等の武器が流入したこと、物価の高騰や失業者の増加、また人心も荒んでいることに大きな原因があると思われます。

	90	91	92 (9月末日)
盗 難			
(1)列車・駅周辺	4	3	2
(2)その他	0	0	1
自動車に関する盗難			
(1)自動車の盗難	0	1	3
(2)カステロ・部品等の盗難	2	12	16
空巣被害	1	2	3
	238		

暴行・傷害	1	1	0
合計	8	19	25

2 犯罪被害の特徴とその対策

(1) 列車内・駅周辺での被害

従来より列車内、特に夜行長距離列車での盗難被害は多発しています。

一般的に列車は一等車両であっても各コンパートメントの鍵は掛かりません。(寝台列車は鍵が掛かります。)すなわち、他の乗客が自由に入出りできることから、眠っている際にコンパートメントに侵入し、貴重品の入ったバッグ等を奪うという手口が最も多いようです。

(対策)

(1)旅行や出張にはできるだけ夜行列車の利用を避ける。もし使うのであれば、寝台列車がベター。但し、寝台車の窓から侵入された事例もあり、外部からの侵入に注意。

(2)特に一人旅の場合は、貴重品を肌身離さず抱えていたとしても安心して仮眠をとらないこと。バッグの紐を切られたという事例や、薬物を嗅がされたという事例もあります。

(3)駅構内で、荷物を預ける際や切符を買う際など荷物を床に置いたままにしないこと。

(2) 自動車の盗難被害

従来より、夜間自宅や事務所周辺に駐車中、窓ガラスを破り、車内を物色してカーステレオや貴重品を窃取するケースが散見されました。昨年より更にその被害は急増し、車庫に入っていたものや白昼堂々と事務所前で盗難にあうといったケースも発生しています。

(対策)

(1)たとえ僅かな時間駐車する場合であっても、ドアロックを確認し、荷物はトランクに入れるなどし、絶対に車内に放置しないこと。

(2)人目につかない暗い場所に駐車しないこと、また人目につきやすい場所であってもなるべく長時間同じ場所に駐車しないこと。

(3)車庫がなく、仕方なく路上駐車する場合には、盗難予防アラーム式やハンドルロックを取り付けることが望ましい。

(3) 空巣

今年に入り、ベオグラード在住の邦人から空巣被害の届け出が急増しています。特に、長期間旅行などで家を留守にするとき、昼間買い物に出掛けるときなどは狙われやすいので注意が必要です。また、数度にわたり無言電話があったときなどは特に注意が必要です。

(対策)

(1)夜間留守にするときなど屋内の電灯をつけたままにする。

(2)平素から大家、近所の人と良好な関係を保持し、長期にわたり留守にするときなど防犯に注意を払ってもらう。

(3)買い物などの行動パターン(時間・場所等)一定にするとスキをつかれやすいので、時にはパターンを変えてみる。

(4) 交通事故

邦人の事故被害は今までのところ少ないものの当地の交通マナーは日本と比較すると非常に悪く、例えば交通信号無視を初め、無理な追い越しや、割り込み、歩行者の急な飛び出し(特に大人)、夜間路上が暗い等の事例が多いので十分な注意が必要です。

(5) その他

(1)旅券事項(番号、発行年月日、発行地、クレジットカード番号、発行会社)は必ずメモしておき、別々に携行すること。

(2)緊急事態発生に備え、旅券、保険関係書類、当国内及び日本の緊急連絡先リスト、医療関係記録(血液型・常用薬・病歴・持病)を整理して誰にでも分るようにしておく。

(3)電話番号及び自宅の住所はあまり人に知られないように心掛ける。

(4)テレビ及びラジオのニュースに留意するほか、在留邦人及びユーゴ人との情報交換により、必要且つ正確な情報入手に心掛ける。

3 緊急時の連絡先

	(電話)
警察	92
消防	93
救急車	94

緊急時の言葉

「泥棒」=ロボヴ

「助けて」=ウ・ポモチ

「警察を呼んでくれ」=ボソヴィテ・ミリツィユ

「救急車を呼んでくれ」=ボソヴィテ・ヒトイス・ポモチ

「私は日本人です」=ヤー・サム・ヤパーナツツ (男性)

(ヤハンカ) (女性)

在ユーゴスラヴィア日本国大使館

ILIRSKA 5, 11000 BELGRADE

TEL(011)768-255, 768-266

夜間・休日等緊急の場合

666-091、650-488